

Disclosure 2019

JA岩手県信連の現況





CONTENTS

トップメッセージ	2
1. JA 岩手県信連をご理解いただくために	3
経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15
2. 取り扱い業務のご案内	25
貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	29
為替・証券業務のご案内	32
その他サービスのご案内	34
手数料のご案内	35
3. 財務内容のご報告	37
財務諸表	38
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	57
貸出金業務の状況	58
有価証券等の状況	63
為替・受託貸付金業務の状況	66
自己資本比率の状況（単体）	67
4. コンプライアンス等への取り組み	83
コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み	84
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	85
利用者保護への取り組み	86
利益相反管理方針の概要	87
個人情報保護への取り組み	88
金融ADR制度への対応	89
金融円滑化への取り組み	90
内部監査体制およびリスク管理体制	91
5. 当会のプロフィール	93
組織図・職員数	94
役員	95
店舗・会員数等	96
当会のあゆみ	97
6. 索引	98

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
 ※計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、増減などが表示上の計算と一致しない場合があります。
 ※構成比は100に調整しております。

トップメッセージ



経営管理委員会会長
久保憲雄



代表理事理事長
菅原和則

みなさまには、平素より私ども岩手県信用農業協同組合連合会（愛称「JA岩手県信連」）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や平成30年度の業績および業務内容をご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA岩手県信連の現況」を作成いたしました。ぜひご高覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関ならびに地域金融機関として、岩手県農業の維持・発展および地域のみなさまに食の安全と安心をお届けすることを金融面からサポートするとともに、地域のみなさまの生活向上に資するべく幅広い金融サービスの提供に努めてまいりました。

さて、平成30年度の国内景気は、設備投資や雇用環境の堅調推移を受け、緩やかな回復傾向を辿ったものの、足元の輸出や生産に弱さが見られるなど、戦後最長とされる景気拡大はピークアウト観測が強まっております。

一方、農業を取り巻く情勢においては、農業経営基盤強化促進法等の一部改正など農業関連の5法案が可決・成立し、農業の競争力強化を目的とした法律的な手当ては平成30年度で一つの区切りを迎えました。また、TPP11、日EU・EPAなど、多大な影響が予想される貿易協定の発効が相次ぎ、引き続き動向を注視していく必要があります。

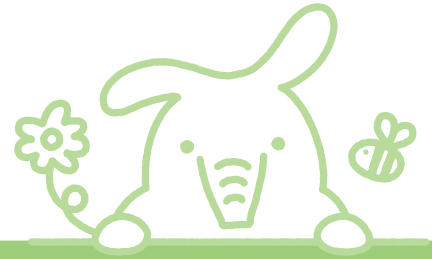
こうした情勢下、当会は第17次経営3か年計画の最終年度として、JAグループおよびJAバンク自己改革に取り組んだほか、農業メインバンクおよび生活メインバンク機能の更なる発揮に向け、県内JAおよび関係機関と連携して取り組んでまいりました。

今後とも、自己改革の確実な実践により、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」、「地域の活性化」、「協同（結びつき）の更なる強化」と「持続可能なJA基盤の確立・強化」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長 久保憲雄
代表理事理事長 菅原和則

1



JA岩手県信連を ご理解いただくために

経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15

● JA岩手県信連をご理解いただくために

経営方針

経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標（ビジョン）」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

～存在意義として～

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

～経営姿勢として～

私たちは、JAバンクの一員として、コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

～行動規範として～

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

基本目標

経営理念の実現に向けた3年後のあるべき姿（第18次経営3か年計画における基本目標）

農業法人・地場企業等の成長支援により、地域経済の活性化に貢献できていること。

JAバンク岩手の事業運営体制の合理化・効率化が進展し、機能集約による質の高いサービスが提供できていること。

経営指導の強化により、JAが総合事業体として運営していくために必要となる高度な内部管理態勢が確保されていること。

上記により、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤への変革が進展していること。その進展を支える本会の収益力が確実に向上していること。

基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

農業・地域の成長支援

貸出の強化

ライフプランサポートの実践

組合員・利用者接点の再構築

東日本大震災からの復興支援

JA・県域一体の変革実践

JAの内部管理態勢構築・健全性確保

運用資産の見直し並びに業務の変革による本会収益の確保と還元実施

● JA岩手県信連をご理解いただくために

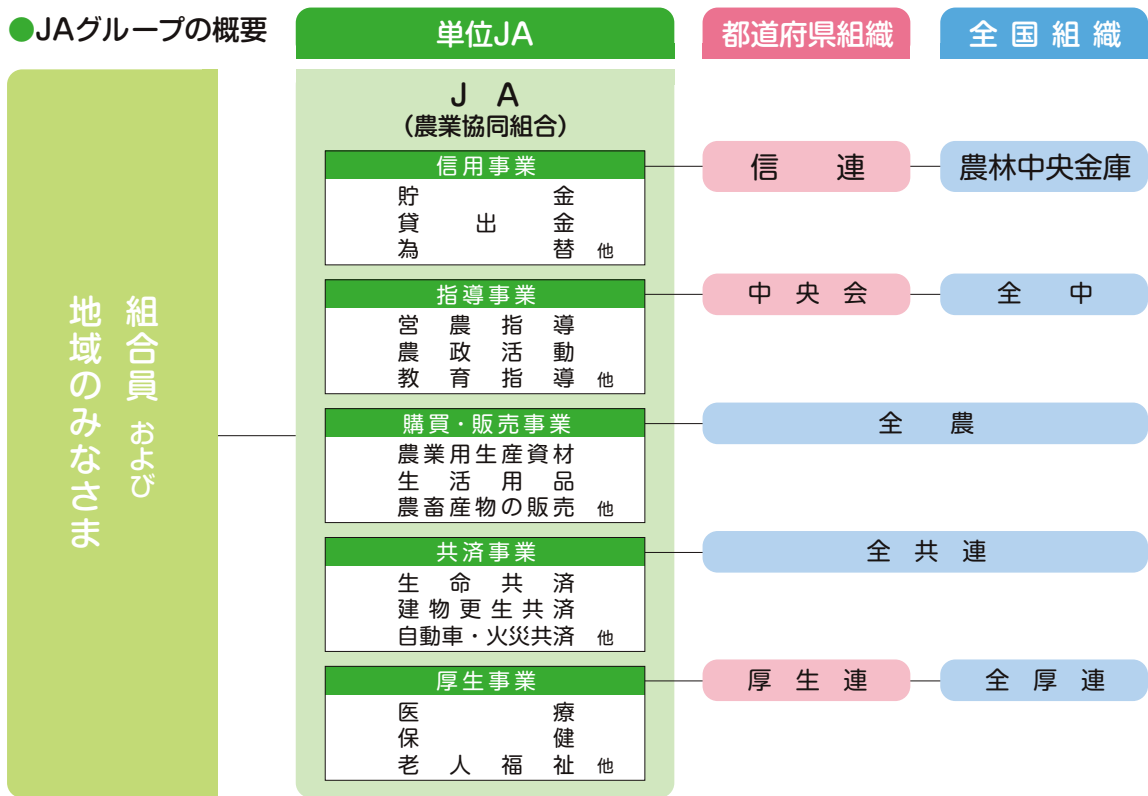
JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの概要

JAグループは、「単位JA」と「都道府県組織」および「全国組織」により構成されております。都道府県組織および全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っております。

JAグループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上していこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJAバンクを目指してまいります。

●JAグループの概要



岩手県内7JA109店舗
(信用事業を営むJA)

(令和元年6月30日現在)

JAバンクシステム

平成14年1月に施行された再編強化法*に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「一体的事業推進による良質で高度な金融サービスの提供」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

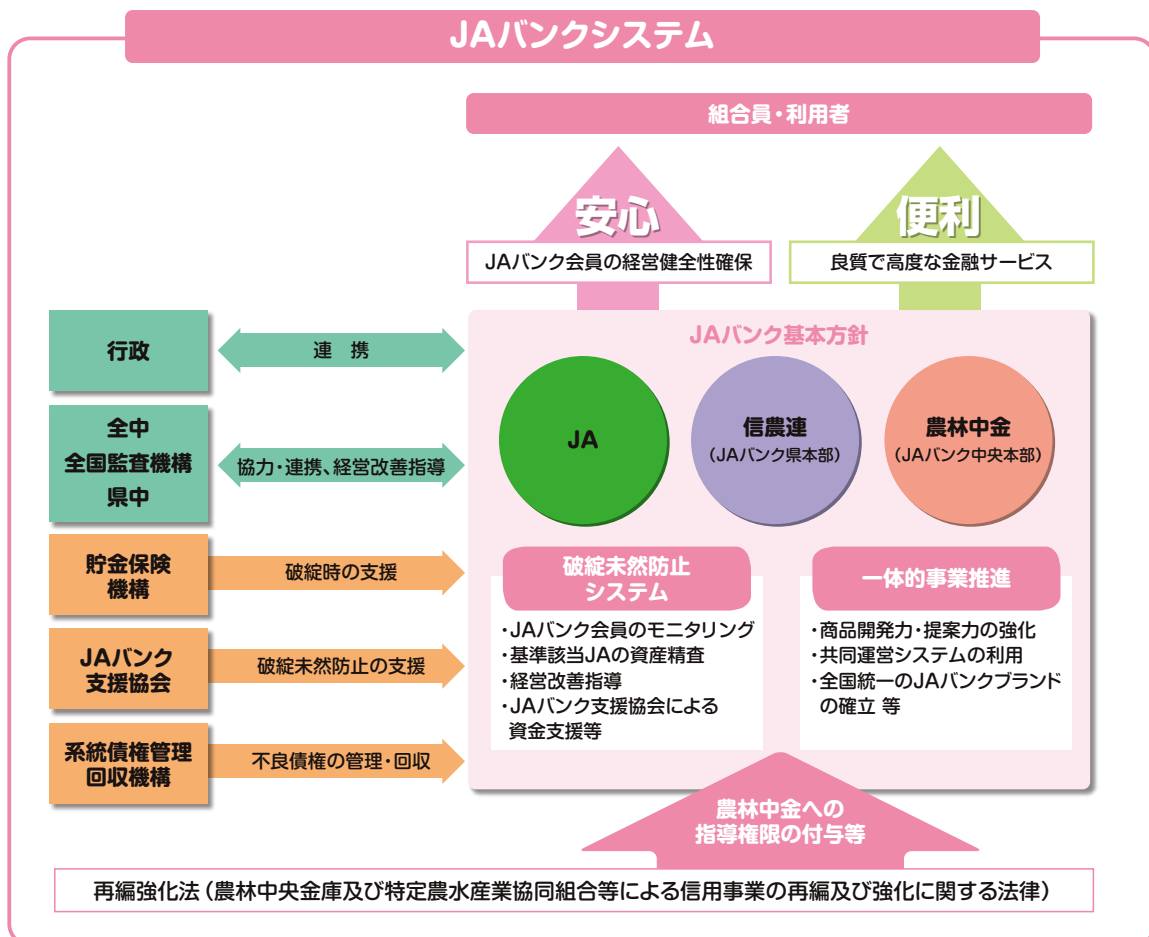
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制などにチェック（モニタリング）を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導などを行います（破綻未然防止システム）。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

*再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

（正式名称：「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）

《JAバンクシステムの仕組み》



「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

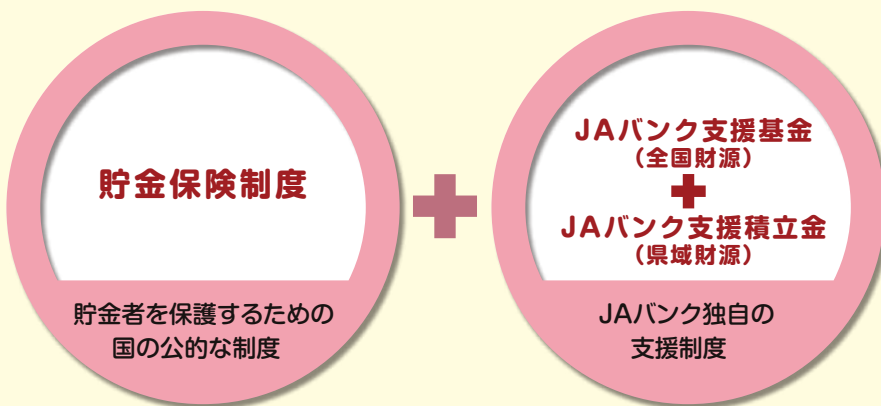
より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者みなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

JAバンク・セーフティーネットの仕組み



貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」（銀行・信金・信組・労金などが加入）と基本的に同じです。

JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っています。

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援（資本注入など）を行います。

また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

事業の概況

わが国経済は、設備投資や雇用環境が堅調推移したことなどを要因に緩やかな回復傾向を辿ったものの、2%の物価上昇目標の達成が見通せないことや、消費税増税後の需要減退や景気減速見込みの強まりから再び低下に転じており、超低金利政策は更なる長期化が見込まれております。

農業分野では、農業経営基盤強化促進法等の一部改正など5法案が可決・成立し、農業の競争力強化を目的とした法律的な手当ては平成30年度で一つの区切りを迎えましたが、農林水産関係予算にスマート農業加速化実証プロジェクト枠が新設されるなど、引き続き農業の強化・効率化を後押しする姿勢が明示されました。

このような情勢のもと、当会では農家組合員の所得向上・農業生産の拡大等を目標とするJAバンク自己改革に継続して取り組むとともに、各種金融規制の強化を踏まえ、会員JAのご協力を得て、総額40億円の増資を行い、財務基盤の強化を図りました。

以下に平成30年度の主な事業の概況について報告します。

震災からの 復興に向けた 取り組み

東日本大震災からの早期復興に向けた各種支援が、本県における重要課題でありますので、被災農業者に対する営農再開に向けた金融支援および被災者に対する金融関連情報提供や復興支援商品の提供、各種相談にかかる対応支援を継続して行いました。

具体的には、JAバンク東日本大震災対応緊急資金（原発事故）や、中小企業東日本大震災復興資金などの岩手県制度資金、復興応援ローンおよび土地区画整理事業にかかる住宅ローン取り扱いの緩和対応などの被災者支援を継続しました。



当 会 の 事業概要と 業 績

第17次経営3か年計画の最終年度として、JAいわてグループ農業担い手サポートセンターと連携し、訪問活動や各種助成を内容とする「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」を企画・実践したほか、農業メインバンクおよび生活メインバンク機能の十全発揮に向け、各種金融商品や金融サービスの提供並びにJA店舗へのオンラインキャッシュ導入支援等により信用事業の効率化対策に取り組みました。

JA経営の面では、10か年にわたる経営健全化計画が平成29年度をもって完全終了したことから、平成30年度は新たに「JAグループ共通の取り組み」として経営管理目標を設定し、JA計画の達成に向けグループ一丸となって取り組みました。

経営数値面では、融資伸長および効率的な資金運用等により、会員JA等に対する奨励金42億84百万円（JAに対する推進奨励含む）を還元したうえで、当期剰余金は5億82百万円を計上しました。

各業務については、以下のとおりです。

金融推進業務

JAバンク岩手の農業メインバンクおよび生活メインバンク機能発揮のため以下のとおり取り組みました。

① JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続ける「JAバンク」の実現を目指し、「夏期・年末特別推進運動」の企画推進や新社会人を中心に「春期特別推進運動」、更に年金受け取りサービス機能を提供するための推進運動を積極的に展開したほか、社会保険労務士による無料年金相談会を県内全地域で開催し、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、6年連続で平均残高1兆円の大台を確保することができました。

また、クレジット機能を搭載し利便性に優れたJAカード一体型（ICキャッシュカード＋クレジットカード）の普及に努めたほか、コンビニATMの取扱手数料無料化を継続しました。

② JA貸出金

農業者に対して、JAが展開する担い手への訪問活動をJAバンク岩手農業金融センターが同行訪問し支援を行っています。

また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPR、農林中央金庫との提携による「JAバンクアグリサポート利子助成事業」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じ情報提供を行い、「農業担い手」の支援に取り組みました。

なお、東日本大震災による原発被害を受けた農業者のみなさまへの支援としてJAグループ、岩手県等からの利子補給による無利息資金の「JAバンク東日本大震災対応緊急資金（原発事故）」（平成23年度に創設）は平成30年度も取り扱いを継続しました。

各種ローンについては、前年度に引き続き特別金利による「復興応援ローン」を提供するとともに、住宅ローンやマイカーローン等の統一推進運動を展開し、地域のみなさまの資金ニーズに応えました。また、平日お勤めの方々のご要望にお応えするため「JAバンクローン“なんでも”相談会」を5・8・10月の第4日曜日に県下各JA店舗で開催し、より多くのみなさまにJAローンをご利用いただけるよう取り組みました。

平成24年度から業務を開始している特定信用事業代理業については、JAバンク岩手ローンセンターの体制を強化し、ハウスメーカーに対するJA住宅ローンの営業活動を行い、各JAに住宅ローン案件を媒介（紹介）しました。

③ JA指導

JAのガバナンス強化と信用事業計画の達成に向けて、JA別月次・半期実績検討会に継続参画し、農業・生活メイン

バンク機能強化に努めました。

JA指導方針を策定しJA毎の特性を踏まえた体制強化・推進指導により信用事業のマネジメント強化に取り組みました。また、目標管理型信用事業の定着・強化に向けて店舗別・担当者別目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク管理（金利リスク、信用リスク等）について指導しました。

また、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況および体制整備状況等を把握し、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。

平成25～27年度の事務堅確性向上運動の趣旨を引き継ぎ、事務処理水準の維持とさらなる向上を目指し「事務管理態勢の充実・強化」に取り組み、平成30年度はJA事務指導部署と連携し、自店検査の定着状況の確認・支援および事務処理水準の確認・指導を行いました。

また、令和元年度より実施される公認会計士（監査法人）監査を見据え、JAが確実に監査証明を得られる内部統制レベルの確保を目的に、県内全店舗の信用事業内部統制状況の確認・整備指導を行いました。

不良債権比率の改善に向けては、JAの債権管理対策会議等に参加し、購買未収金を含めた総与信管理の取り組みの支援を継続しました。

平成30年度は、新たに「フィールド＆フォーラム型人材マネジメント実践プログラム」を導入し、管理者のマネジメント強化支援を行いました。また、「JAバンクCS改善プログラム」を通じてCS向上を重視したJA現場力の指導強化や、「フィールド＆フォーラム型年金推進実践プログラム」を通じた年金新規獲得や指定替え推進の実践により、取り組み強化の継続支援を行いました。

④ JA信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、自律変革型人材（リーダー）の養成と階層別の能力開発および利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ24名を認証し、認証者数は延べ213名となりました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の育成に力を入れており、平成21年度から農業経営アドバイザー資格の取得を積極的に進めております。資格取得者は平成31年3月末時点において147名となり、さらに、難関である「農業経営上級アドバイザー」には、当会職員およびJA職員の2名が合格しております。

貯金業務

会員、准会員、地方公共団体、個人からの貯金預入により、期末残高では8,248億円（前年度比112億円減少）、年間平均残高では8,944億円（同112億円増加）となりました。

融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資に取り組んだ結果、期末残高では1,611億円（前年度比25億円減少）、年間平均残高では1,612億円（同6億円減少）となりました。

また、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）など各種制度資金にも対応し、平成30年度末の制度資金取扱残高は23億円となりました。

為替・決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では5,780億円（前年度比162億円減少）、年間平均残高は6,548億円（同125億円増加）となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末残高では1,325億円（同15億円減少）、年間平均残高では1,303億円（同41億円増加）となりました。

受託業務

日本政策金融公庫資金（農林水産事業）は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規貸出実行額は9億円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から8年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出実行額は1億4千万円となりました。

電算情報業務

全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、組合員・利用者みなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

JAバンク 自己改革への 取り組み



JAいわてグループは、平成30年11月、これまで取り組んできた自己改革の取り組みの成果をしっかりと発信していくとともに、2019年度からの3か年を更なる自己改革の集中期間と位置づけ、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「協同の強化」への更なる挑戦と「自己改革の実践を支える持続可能なJA経営基盤の確立」を基本目標に掲げ、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

JAバンク岩手においても、「JAバンク岩手中期戦略（2019～2021年度）」および会会の「第18次経営3か年計画」に引き続き「自己改革」の内容を取り込み、「農業・地域の成長支援」「ライフプランサポートの実践」を図ることを基本戦略に掲げ、取り組んでおります。

具体的には、農業者との関係を一層強化し、課題等の認識共有・解決提案を図ることで、所得向上、満足度向上につなげるとともに、当会においては、取引メイン化および顧客基盤の拡充に重点をおいた県域企画等の補完機能の発揮、将来の安定した経営に向けた店舗・ATM再編計画の策定・実践支援、農業応援金融商品の企画・提供など消費者と農業者をつなぐ商品・サービスの企画等を実施し、農業および地域の発展に貢献していくこととしています。

以下に、JAバンク岩手の主な取り組み内容を紹介いたします。

1. 農業所得増大と地域活性化への取り組み

「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の実践

(1) 農業者の所得増大に資する施策と予算措置

保証料助成事業

当会および全国財源を活用した予算措置により、設備投資や農業機械等の購入にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しています。

JAまたは信連から農業近代化資金、担い手応援資金、JA農機ハウスローン等の農業資金を借入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。

(2) 生産コスト低減に向けた取り組み

米穀・園芸・畜産・酪農、営農関係支援対策事業

農作業効率化機器をレンタルした場合のレンタル料の一部助成など、経営拡大・地域農業の活性化を図るため、JAと一体となって、担い手の生産基盤の維持・強化に貢献します。

2. JAによる組合員等への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

(1)全国での実施事項への対応

現金事務の効率化・省力化を狙いとして、JA全店舗にオンラインキャッシャ等を導入すると全国の方針に基づき、JAの信用事業運営合理化への取り組みを支援しました。平成30年度末では、県内7JA115店舗への導入を実施しました。

(2)県域独自企画による取り組み

①テレビ会議システムの導入

会議や研修会・勉強会、各種説明会の効率化を図るべく、テレビ会議システムを導入し活用を図っています。研修頻度を上げることができると柔軟な開催ができるため、人材育成の面での効果も期待できます。



テレビ会議の様子

②タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県下JA全渉外担当者に導入しております。機能強化された「JAバンク岩手渉外支援システム」により、渉外担当者の事務効率化・省力化、および利用者総合情報の活用により的確な商品サービス提案に役立っています。

3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

(1)移動店舗の導入

店舗統廃合によるサービス低下回避や災害時における臨時店舗機能を具備するため、会員JAが移動店舗を導入する支援を行っております。

平成30年度末現在では、JA新しいわて、JA岩手ふるさと、JAおおふなどの3JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。



JA新しいわて 移動店舗「いいね!」号

(2)デジタル通帳サービス等の提供

株式会社マネーフォワードの「デジタル通帳サービス」および「家計簿・資産管理サービス」をJAネットバンク利用者に提供し、若年層・資産形成層等の顧客満足度の向上を図りました。



(3) ネットバンクの機能追加

JA ネットバンクの新たな機能として、定期貯金関連では、通帳式定期貯金の口座開設（総合口座対象）、預入、明細照会、満期解約予約・取消（総合口座対象）を可能としました。また、新規の住宅ローンを対象に、残高照会、繰上返済シミュレーション、繰上返済予約・取消を可能としました。

(4) JA ファンの拡大・新たな利用者の開拓

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産ブランド米「銀河のしずく」「金色の風」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5% OFFを展開しました。

(5) 地域貢献への取り組み

高齢者向けおよび少年向け各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や相続相談機能を強化すべく、各種セミナーの充実を図っております。

4. JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化

JAバンクの新キャラクター「よりぞう」が登場しました。いつでも親身にみなさまによりぞうゾウです。趣味は長い耳を立てて人の相談に乗ることです。

また、岩手県内JAの農業応援金融商品の対外発信の強化に向けて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用したPRを展開しました。

JA組合員のみならず広く地域のみなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても積極的な情報発信をすることでJAグループへの理解向上に努めます。



SNSを活用したPR活動

● JA岩手県信連をご理解いただくために

地域貢献情報

[地域への貢献]

当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

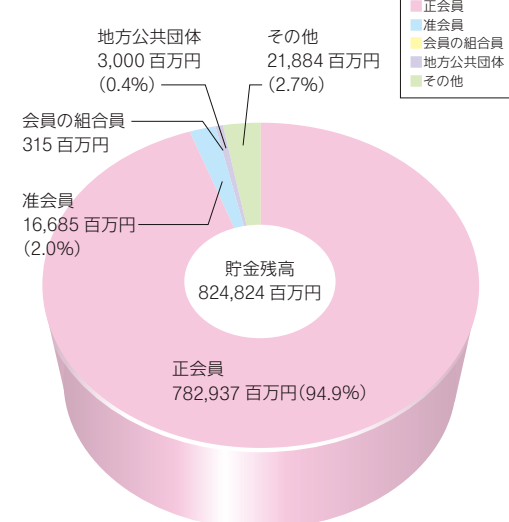
当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさま、地方公共団体、法人からの大切な財産である貯金を源泉としております。

● 貯金残高の内訳

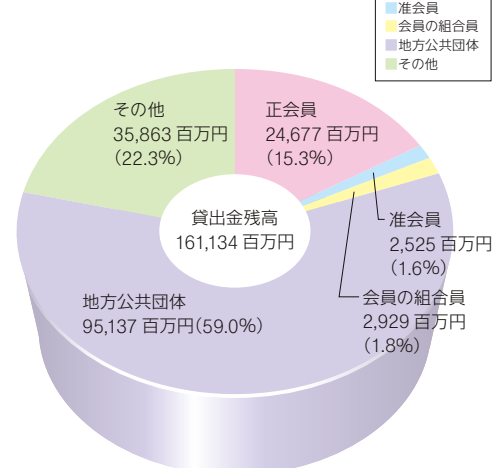


[平成31年3月末]

地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し幅広い融資を行っております。

● 貸出金残高の内訳



[平成31年3月末]

金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取り扱いを実施しました。

「JAバンク岩手サマー・ウインターキャンペーン」

平成30年6月～8月、11月～12月までの期間、定期貯金・定期積金に加えて、日中ご来店の難しいお客さまなどに便利なJAネットバンク等のお申し込みにもセットで先着プレゼントを進呈し取り組みました。サマーキャンペーンでは、いわて牛を使用したハンバーグ、ウインターキャンペーンでは、先着で県産ブランド米の「金色の風」「銀河のしずく」をプレゼントし、お客さまからご好評をいただきました。



サマーキャンペーン



ウインターキャンペーン

「JA住宅ローン ご利用感謝キャンペーン」

平成30年6月～9月まで、JA住宅ローンをご利用いただいているお客さまおよびキャンペーン期間中新たにJA住宅ローンをお申し込みいただいたお客さまを対象に、日頃の感謝の気持ちを込めて、アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で岩手県内外の産地直送農畜水産物が当たる「ご利用感謝キャンペーン」を実施しました。



「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【地域密着型金融への取り組み】

新たなビジネスモデル創出に向けた取り組み



「岩手県中小企業家同友会との包括連携協定調印式」にて

地域の農業者や中小企業の連携、発展を通じ、地域経済の活性化と地域社会の発展に資することを目的に岩手県中小企業家同友会とJAグループとしては全国初となる包括連携協定を締結しました。

相互連携の取り組みの一環として「JAバンク岩手農業法人経営塾」を開講し、農業法人経営者および農業者の経営意識や経営スキル向上に向け取り組んでおります。平成30年度は6名が全5講座を受講されました。

JAバンク岩手農業金融センターにおける各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、幅広い金融サービスや相談対応を実施しております。

また、平成23年10月には、農業経営アドバイザー資格保有者（日本政策金融公庫が実施する農業経営アドバイザー試験合格者）で構成される「JAバンク岩手アグリビジネス研究会」を発足し、担い手農家のみなさま等に対する相談対応力の更なる向上に向け、定期的に研究会を開催しております。

さらに、県外の先進農業法人の経営者等を講師に招き「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」を開催するなど、県内の農業法人等に様々な情報を提供しております。



「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」にて

JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバンクアグリサポート事業を活用し、次の3つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社会の貢献に取り組む活動を展開しております。

● 農業担い手に対する支援

利子助成事業として、JAが行う農業関連の融資に対し、最大1%の利子助成および利子補給を最長で5年間行い、借入負担の軽減を支援

● 農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

● 農業および地域社会に貢献する取り組み

JAが行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施



農事組合法人アースコネットの囲場にて

「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPR活動



「2018オールいわて農業機械フェア」にて

JAいわてグループ農業担い手サポートセンターでは、農家組合員のみなさまへの「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の普及拡大を目的に、JA江刺本店特設会場で開催された「2018オールいわて農業機械フェア」において、サポート事業のPR活動を行いました。

専用ブースでは、事業案内のほか、農業金融センターと連携し、資金相談対応も行いました。

「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の活用

農業法人の円滑な事業遂行や拡大支援に貢献していくことを目的に、農業法人運営に必要な知識・スキル等の習得に加え、生産性や作業効率など組織運営力を向上させ、自立的な組織運営のノウハウを身につけていただくため、2法人に組織力向上プログラムを導入し、組織力向上支援事業実践研修を開催しました。



組織力向上支援事業

6次産業化への支援

農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県主催の「いわて食の大商談会2018」に参画し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。

また、JAいわてグループでは、「JAいわてグループ6次産業化アワード」を初開催し、県内の6次産業化に取り組む生産者へ、6次産業化商品の開発・生産および販路開拓・販売促進の支援のほか、本県農畜産物のPRと消費拡大に取り組みました。



「いわて食の大商談会2018」にて

農業資金相談への対応



「新農業人フェア in いわて」にて

担い手農家等のみなさまに対し、JA担い手金融リーダーとの同行訪問による相談や資金提案のほか、各種イベントにおいて相談対応を行いました。

- 各種農機具展示会に農業資金相談ブースを出展し、JAの農業資金の情報提供・相談対応を行いました。
- 岩手県農業公社が主催した「新農業人フェア in いわて」にも農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方への就農資金の情報提供・相談対応を行いました。

特定信用事業代理業務の取り組み

特定信用事業代理業務とは、住宅関連会社に営業活動を行い、JA住宅ローンの借入希望者をJAに媒介（紹介）することを主な業務としています。盛岡地域を中心に県南部や沿岸地域にも積極的に営業活動を展開しました。



住宅関連会社への営業活動

金融円滑化に向けた取り組み

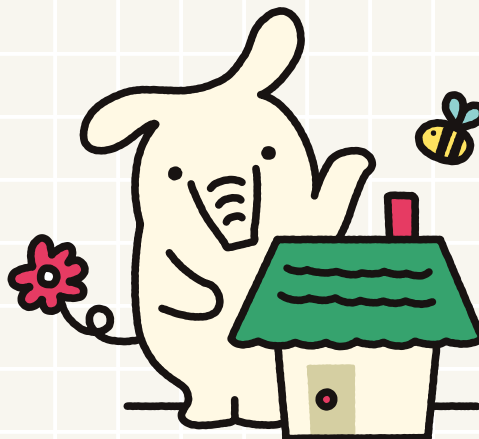
当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で真摯かつ丁寧に対応してまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。



©よりぞう

[文化的・社会的貢献活動]

地域交流と健康増進活動

年金友の会会員を中心に健康増進や地域間交流・親睦を目的に「グラウンド・ゴルフ大会」、「ゲートボール大会」を実施しました。

当日は、参加したみなさまの、はつらつとしたプレーと笑顔を見ることができました。

またグラウンド・ゴルフ大会後には、平成30年7月豪雨からの早期復興に貢献すべく募金活動を行い、被災地に寄付しました。



「グラウンドゴルフ大会」にて



募金活動の様子

無料年金相談会の実施



「無料年金相談会」にて

平成30年度は、7JA68店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方、既に年金を受け取っている方の変更手続きや、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。

また、県内企業に出向いて無料年金相談会を開催し、社員のみなさまのご相談に応じました。

第36回岩手県少年サッカー新人大会(JAバンク岩手 JAバンクカップ)



「JAバンク岩手 JAバンクカップ」にて

県内84チーム参加のもと、各地で熱戦が繰り広げられました。決勝戦終了後には大会ゲストの元日本代表福西崇史さんを講師としたサッカー教室を開催し、約200名の児童が参加し、熱心な指導を受けました。

産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール（IAFS）」を運営しています。平成30年度は認定農業者や後継者等40名が、アグリビジネスのプロフェッショナルである「アグリ管理士」を修得すべく、経営管理や農業生産管理、マーケティング等のカリキュラムを受講されました。

平成30年度までに延べ668名が受講し、当会職員3名を含む294名が「アグリ管理士」に認定されました。



「いわてアグリフロンティアスクール」修了式にて

JAバンク岩手食農教育応援事業



岩手県教育委員会への教材本贈呈

JAバンクでは子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、自主制作した補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を県内小学校に贈呈しました。2019年度に向けては、岩手県教育委員会を通じ、県下322校の小学校5年生に、教材本14,890部、DVD 316枚を贈呈しました。

また、JAバンク岩手JAバンクカップ終了後のサッカー教室では、食農教室「食と農と体作り」を併せて開催し、岩手県産のお米で作ったおにぎりを差し入れるとともに、規則正しい食生活の大切さを理解してもらうことができました。

植林活動の取り組み

当会では、社会貢献活動プロジェクトとして様々な地域支援活動を行っております。2012国際協同組合同年活動継続事業に参画し、平成29年に林野火災に見舞われた釜石市尾崎半島において植林作業を行いました。



尾崎半島での植林活動

地域行事への参加

「盛岡さんさ踊り」をはじめとした地域行事に積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。



「盛岡さんさ踊り」にて

ボランティア活動への参加



盛岡城跡公園周辺の清掃活動

職員によるボランティア活動として、「チャグチャグ馬コ（6月）」および「盛岡さんさ踊り（8月）」の開催に併せて、早朝および業務終了後に、大通り・盛岡城跡公園周辺のごみ拾いを行い、地域の環境保全に取り組みました。

友信会活動

友信会は、当会と融資のお取引引きをいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。平成30年度は、「ミャンマー人材の宝庫 日本で活躍する技能実習生」をテーマにセミナーを開催し、その後親睦会等を行いました。

また、友信会会員の女性経営者等を会員とした女性友の会では、地産・地消の現場体験や文化・芸術にふれあいながら交流を深めています。

（会員数：116社 平成31年3月31日現在）



友信会総会にて

JAいわてグループ統一活動の取り組み

JAいわてグループは、毎年3月11日を「統一活動の日」と設定し、県内一斉に、東日本大震災の復興支援や社会貢献活動に取り組むこととしています。

平成30年度は、震災を風化させないために沿岸農畜産物の「ミニトマト（フルティカ）」「いちご（紅ほっぺ）」「気仙椿茶」を提供するなど、復興祈願と食のPR活動に取り組みました。

岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（県学校農業クラブ連盟主催）において、最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。



「岩手県学校農業クラブ連盟大会」にて

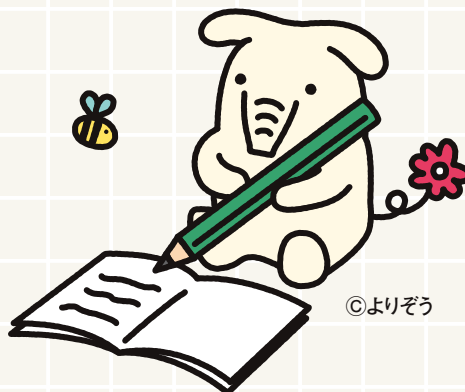
JAバンク岩手推進大会開催

平成30年4月26日、盛岡市内において、県内JA役職員約200名の参加のもと、「平成30年度JAバンク岩手推進大会」を開催しました。

本大会は、「JAバンク岩手中期戦略」および「自己改革集中期間」の最終年度である平成30年度の重点取組事項についてJA役職員の目標必達意識の醸成・統一を図ることを目的に開催したものです。また、同大会において、平成29年度に優れた業績を挙げた県内JAの優績店舗等が表彰されました。



「JAバンク岩手推進大会」にて



©よりぞう

窓口セールスロールプレイング大会



「JAバンク岩手窓口セールスロールプレイング大会」にて

利用者のライフイベント・ニーズに応じた提案ができるテラーの育成を図るため、平成30年11月18日、花巻市内において、各JAより選抜された代表7名の窓口担当者をはじめ県内JA役職員約300名の参加のもと、「JAバンク岩手第12回窓口セールスロールプレイング大会」を開催しました。

発表者からは、タブレット端末等を効果的に活用しながら、各JAの特長を生かした提案型セールスが繰り広げられました。発表者相互はもちろんのこと、県内各JAから応援に集まった参加者にとっても、セールススキルを学ぶ場となりました。

各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会では、通常総会を開催し、渉外担当者間の交流・情報交換を行うとともに、研修会の講師として松竹芸能株式会社のお笑い芸人「セバスチャン」「じなんぼ〜いず」をお招きし、「笑育」と題して笑いを通じて発想力・思考力・コミュニケーション力をアップさせる方法について講演いただきました。

また、JAバンク岩手担い手金融リーダー協議会も、通常総会を開催して担い手金融リーダーの交流・情報交換を行いました。

JAバンク岩手年金推進協議会では、高齢者向けイベントを運営したほか年金チャーフアドバイザーによる情報交換を行いました。

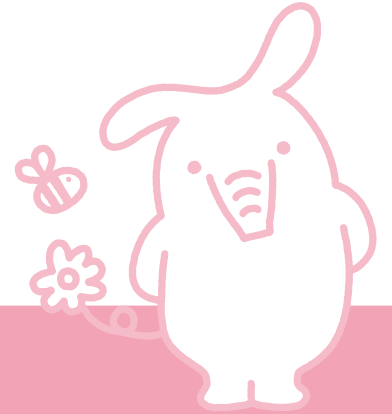


「JAバンク岩手渉外担当者協議会総会」にて



©よりぞう

2



取り扱い業務のご案内

貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	29
為替・証券業務のご案内	32
その他サービスのご案内	34
手数料のご案内	35

○ 取り扱い業務のご案内

貯金業務のご案内



会員および地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただいております。

種 類	し く み と 特 色
当 座 貯 金	小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。
決 済 用 普 通 貯 金	普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。
貯 蓄 貯 金	個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。

種 類	し く み と 特 色	
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
成年後見支援貯金 (普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。	
成年後見支援貯金無利息型 (決済用普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。	
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上から大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息(中間払利息)をお受け取りできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金	払込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間にご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。また、契約期間を2~10年とし、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。
	積立式定期貯金	積立金額は1円以上からご利用いただけます。満期日を特に決めずに積立をする自由型、満期を設定の上、6か月~10年以下の期間で積立を行う目標型、また12か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。
	財形住宅貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金貯金	お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通知貯金	預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。	
譲渡性貯金	預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年未満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。	

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適正な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。



○ 取り扱い業務のご案内

融資業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な設備資金をはじめ、ニーズに合わせた運転資金および季節資金などをご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローンなど、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



[農業関連向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保	
アグリマイティ 資金	当会の会員のみなさまおよび農業を営む方の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 但し、対象事業に 応じ最長20年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。	
担 い 手 強 化 金	農業法人、農業関連法人（農産物の加工・流通・販売等を営む法人）等のみなさまに対して運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	設備資金 事業費の範囲 運転資金 原則年商の50%以内	短期資金 1年以内 長期資金 25年以内	原則として、第三者個人保証は徴求しないこととしております。必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合もございます。	
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取り扱っております。				
制 度 資 金 貸 付	農業近代化 資金	農業者等のみなさまに対して、長期かつ低い金利で農業機械等の購入、設備投資にご利用いただけます。	事業費の80%から100%以内	事業種類により 15年以内 (据置期間含)	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	農 業 経 営 改 善 促 進 金 (スーパース資金)	認定農業者のみなさまに対して、農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	原則として、 個人 5百万円 (畜産、園芸等200万円) 以内 法人 200万円 (畜産、園芸等800万円) 以内	1年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	その他制度 資金	災害対策資金等があります。			

[一般企業等事業者向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
一般資金 (事業資金)	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	原則として30年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。また岩手県信用保証協会の保証もご利用いただけます。

[個人向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
住宅ローン 長期プライム レート型 (固定金利型) (変動金利型)	ご本人・ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築および土地・住宅・マンションの購入資金としてご利用いただけます。	固定金利型 2,500万円以内 変動金利型 5,000万円以内	固定金利型 25年以内 変動金利型 35年以内	ご融資対象の土地、建物の担保が必要です。また原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 住宅ローン プライムレート型 (変動金利型)	ご本人・ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築および土地・住宅・マンションの購入資金としてご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	ご融資対象の土地、建物の担保が必要です。また原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
リフォームローン (固定金利型) (変動金利型)	ご本人・同居のご家族が所有される住宅の増改築・修繕等の資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	6か月以上20年以内	保証会社の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて個人保証をいただく場合がございます。
教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	ご子弟の入学金・授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。また、在学期間の範囲内で元金の返済を据え置くことができます。	500万円以内	据置期間を含め最長 15年以内	保証会社の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて個人保証をいただく場合がございます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車購入資金、車検費用などにご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて個人保証をいただく場合がございます。
フリーローン (固定金利型) (変動金利型)	家電・家具・自動車・旅行・結婚・医療・相続など幅広くご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	保証会社の保証をご利用いただけます。
カードローン	ご融資限度額の範囲内でいくらでも、何度でもご利用いただけます。	500万円以内	1年(自動更新)	保証会社の保証をご利用いただけます。
受託業務貸付	日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付を取り扱っております。			

※ このほかにも、保証会社との提携ローン等、各種資金をご用意しております。詳しくは、窓口へご相談ください。

【融資商品をご利用にあたっての留意事項】

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変動金利型の商品がございます。

この変動金利型商品の金利変更ルールは以下のとおりとなっております。ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申し上げます。

融資商品名	指標とする金利	見直し基準日	見直し基準日および新金利適用開始日
住宅ローン 長期プライム レート型 (変動金利型)	長期プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日の長期プライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日または特定日の翌日から適用いたします。
住宅ローン 住宅ローン プライムレート型 (変動金利型)	住宅ローン プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日の住宅ローンプライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日または特定日の翌日から適用いたします。
リフォームローン (変動金利型)	住宅ローン プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日の住宅ローンプライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日から適用いたします。
教育ローン パーソナル プライムレート型 (変動金利型)	パーソナル プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日のパーソナルプライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日から適用いたします。
教育ローン 長期プライム レート型 (変動金利型)	長期プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日の長期プライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日から適用いたします。
マイカーローン (変動金利型)	パーソナル プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日のパーソナルプライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日から適用いたします。
フリーローン (変動金利型)	パーソナル プライムレート	年2回 4月1日 10月1日	基準日のパーソナルプライムレートの変動幅を基準として100%連動し見直しいたします。また、新金利は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日から適用いたします。

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

JAバンク岩手
JA住宅ローン
標準金利 = 0.05%
引下げ実施中!

2019年 7月1日Q ▶ 9月30日Q の適用金利
全期間変動金利型
年 **0.850%**
(店頭標準金利 2.475% - 1.625%)
お借入期間中は店頭標準金利より
▲年1.625%ずっと引下げ!

サポート311

「JAとの取引はこれから」
JAバンク岩手県センター
5726-881931

JAバンク岩手
JAマイカーローンのご案内

適用金利
年 **2.0%**
お取引に応じて
最大 **年0.5%** 引下げ!

0.5% 適用引下げ
年 **1.5%**
0.3% 適用引下げ
年 **1.7%**

「JAとの取引はこれから」
JAバンク岩手県センター
5726-881931

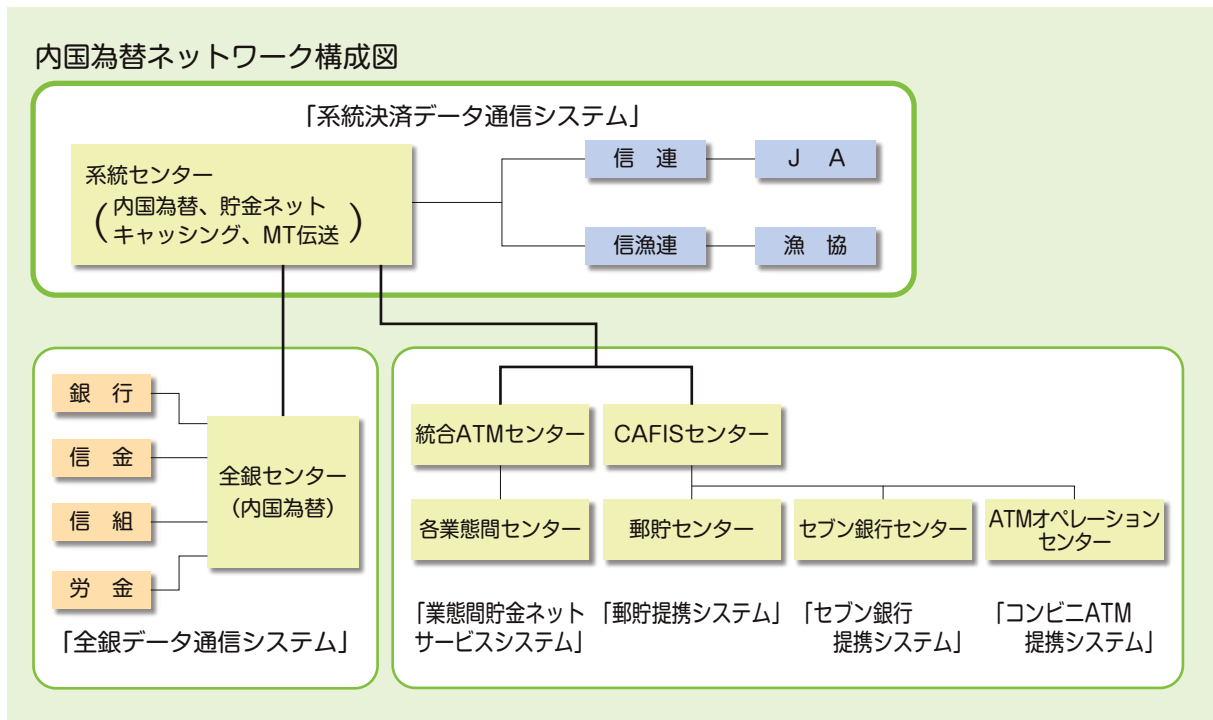
● 取り扱い業務のご案内

為替・証券業務のご案内

[為替業務]

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網（ネットワーク）で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「送金」・「振込」、手形、小切手等の「代金取立」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取り扱いしております。

内国為替ネットワーク構成図



[国債の窓口販売業務]

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱いをしております。

種類	期間	申込単位	非課税の特典
長期利付国債	10年	額面5万円	マル優・マル特の非課税制度がご利用いただける場合があります。
中期利付国債	2・5年		
個人向け国債	10年（変動金利）	額面1万円	マル優・マル特の非課税制度がご利用いただける場合があります。
	5年（固定金利）		
	3年（固定金利）		



[投資信託窓口販売業務]

証券投資信託の窓口販売の取り扱いをしております。

	商品名	商品分類	運用会社	NISA 対象
債 国 券 内	JA日本債券ファンド	追加型株式投信（バランス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
海 外 債 券	農中US債券オープン	追加型株式投信（バランス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	JA海外債券ファンド	追加型株式投信（バランス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	JA海外債券ファンド（隔月分配型）	追加型株式投信（バランス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	グローバル・ソブリン・オープン （毎月決算型）	追加型株式投信（ファミリーファンド方式）	三菱UFJ国際投信	○
	DIAM高格付インカム・オープン （毎月決算コース） 愛称：ハッピークローバー	追加型株式投信（バランス型）	アセットマネジメントOne	○
国 内 株 式	農中日経225オープン	追加型株式投信（インデックス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	JA TOPIXオープン	追加型株式投信（インデックス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	JA日本株式ファンド	追加型株式投信（国内株式型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	NZAM日本好配当株オープン （3カ月決算型） 愛称：四季の便り	追加型株式投信（国内株式型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	農林中金〈パートナーズ〉つみたてNISA 日本株式 日経225	追加型株式投信（インデックス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	×
海 外 株 式	JA海外株式ファンド	追加型株式投信（国際株式型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
	DIAM世界好配当株オープン （毎月決算コース） 愛称：世界配当倶楽部	追加型株式投信（国際株式型）	アセットマネジメントOne	○
	農林中金〈パートナーズ〉つみたてNISA 米国株式 S&P500	追加型株式投信（インデックス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	×
R E I T 内	NZAM J-REIT インデックスファンド （毎月分配型）	追加型不動産投信（インデックス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
R E I T 外	ダイワ・グローバルREIT・オープン （毎月分配型） 愛称：世界の街並み	追加型株式投信（ファンド・オブ・ファンズ）	大和証券投資信託委託	○
債 国 券 内 株 式 外	JA資産設計ファンド 安定型／成長型／積極型	追加型株式投信 （安定型／成長型：バランス型） （積極型：国際株式型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○
R 債 国 券 内 株 式 外	世界の財産3分法ファンド （不動産・債券・株式）毎月分配型	追加型株式投信（バランス型）	日興アセットマネジメント	○
	農林中金〈パートナーズ〉 日米6資産分散ファンド （安定運用コース）愛称：コア6エパー （資産形成コース）愛称：コア6シード	追加型株式投信（バランス型）	農林中金全共連アセットマネジメント	○

（令和元年6月30日現在）

[NISA・つみたてNISA]

NISA・つみたてNISAの取り扱いをしております。NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円までの投資について、利益（売却益・分配金等）にかかる税が非課税になります。詳しくは、窓口におたずねください。

[iDeCo（個人型確定拠出年金）]

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取り扱いをしております。20歳以上60歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。

○ 取り扱い業務のご案内

その他サービスのご案内

全国のJAでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビニなどでも現金の引き出しのできるキャッシュサービスをはじめ、様々なサービスに努めております。

種 類	特 徴
JA キャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニATM等（セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATM）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・コンビニATMでは、現金のお預入れもご利用いただけます。当会のATM（現金自動預入・支払機）では為替振込もご利用いただけます。また振込カードの発行もいたしております。 現在は「ICチップ」を搭載してセキュリティを強化したICキャッシュカードを発行しております。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校諸会費等、各種クレジット代金など、お客さまのご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
クレジットカードサービス （JAカード）	お買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。 JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取り扱いしております。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業（委託者）に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
ス ウ ィ ン グ サ ー ビ ス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定 時 自 動 送 金	毎月一定額を貯金口座から自動引落のうえ、指定して受取人口座に自動振り込みします。
デビットカードサービス	当会が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 お客さまの口座から即時に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JA ネットバンクサービス （ 個 人 ）	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、平日・休日を問わず、残高照会や振込の各種サービスがご利用いただけます。
法人JAネットバンクサービス （ 法 人 ）	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、平日・休日を問わず、残高照会、総合振込、給与振込等の各種サービスがご利用いただけます。
ファームバンキングサービス （ 法 人 ）	窓口に出向くことなく、お客さまのパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
家 計 簿 サ ー ビ ス	毎月1回の家計簿集金日を事前に窓口で指定しておけば、月ごとの入出金合計や5大公共料金の合計金額を自動集計し、通帳に表示します。
マルチペイメント ネットワークサービス	税金や各種公共料金のお支払いを、お客さまのパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落とし、支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。 なお、本サービスのご利用には、JAネットバンクのご契約が必要となります。
JAバンクでんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用には、「法人JAネットバンク」のご契約が必要です。

● 取り扱い業務のご案内

手数料のご案内

【内国為替手数料】

種類	区分	県内JAあて				他金融機関あて			
振込手数料	窓口	金額3万円未満	324円	窓口	金額3万円未満	648円			
		金額3万円以上	540円		金額3万円以上	864円			
	ATM (現金)	金額3万円未満	216円	ATM (現金)	金額3万円未満	540円			
		金額3万円以上	432円		金額3万円以上	756円			
	ATM (当会カード)	金額3万円未満	108円	ATM (当会カード)	金額3万円未満	432円			
		金額3万円以上	324円		金額3万円以上	648円			
送金手数料	普通扱(送金小切手)	432円		普通扱(送金小切手)	648円				
代金取立手数料	至急扱・普通扱とも	432円		至急扱	864円				
				普通扱	648円				

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和元年6月30日現在)

【貯金ネットサービス取扱手数料】

● 当会のキャッシュカードをご利用の場合

利用ATM		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		コンビニ(※1)		その他の金融機関(※2)	
時間帯等	取引種類	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	108円	108円	108円	216円	ご利用できません	108円	108円	108円	ご利用できません	手数料はご利用の金融機関によって異なります。	
	8:45 ~ 18:00				無料	無料		108円		無料	無料				
	18:00 ~ 21:00				108円	108円		216円		108円	108円				
土曜日	8:00 ~ 9:00				108円	108円		108円		216円	108円	108円			
	9:00 ~ 14:00				無料	無料		108円		108円	無料	無料			
	14:00 ~ 17:00				108円	108円		108円		216円	108円	108円			
日曜・祝日・その他時間帯					108円	108円	216円	108円	108円	108円	108円				

- (※) 1. ローソン銀行およびイーネット(ファミリーマート、サンクス他)のATM
 2. オンライン提携(MICS)銀行
 3. 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。
 4. ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。
 5. 12月31日はその曜日に該当する手数料となりますが、コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。
 6. 1月2日および1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

● 当会のATMをご利用の場合

キャッシュカード種類		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		その他の金融機関	
時間帯等	取引種類	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	ご利用できません	ご利用できません	216円	ご利用できません	108円	ご利用できません	216円	ご利用できません	216円
	8:45 ~ 18:00						108円		無料		108円		
	18:00 ~ 21:00						216円		108円		216円		
土曜日	9:00 ~ 14:00						108円		108円		108円		108円
	14:00 ~ 17:00						216円		216円		216円		216円
							216円		108円		216円		216円
日曜・祝日・その他時間帯					216円	108円	216円	108円	216円				

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和元年6月30日現在)

[JA ネットバンク / 法人 JA ネットバンク / ファームバンキングサービス手数料]

利 用 手 数 料 (1 契 約 に つ き)	JA ネットバンク	無 料	
	法人 JA ネットバンク	1,080円 (月額)	
	ファームバンキング	540円 (月額)	
振 替 手 数 料		無 料	
振 込 手 数 料	3 万 円 未 満	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	108円
		他 行 あ て	324円
	3 万 円 以 上	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	216円
		他 行 あ て	540円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和元年6月30日現在)

[JAバンクでんさいサービス手数料]

●月額利用料

無 料

●主なお取引利用料

〈法人 JA ネットバンクを通じたご依頼〉

JAバンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	324円

〈書面でのご依頼〉

お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	540円

(注) 1. 上記手数料には消費税相当額が含まれております。
2. その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

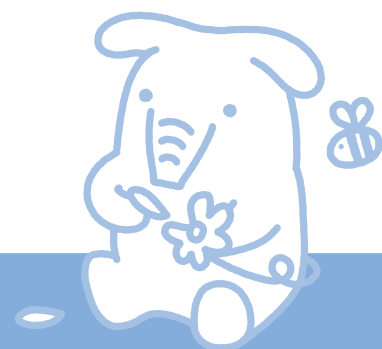
[その他の主な手数料]

店内振込手数料	1件につき	3万円未満	324円
		3万円以上	540円
小切手帳交付手数料	1冊につき	648円	
手形帳交付手数料	1冊につき	864円	
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,080円	
残高証明発行手数料	1通につき	定例発行	216円
		都度発行	432円
		監査法人向け	2,160円
取引明細書発行	1通につき	1,080円	
各種証明書等再発行	1通につき	540円	
上記以外の発行	1通につき	1,080円	
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき (年額)	無 料	
個人情報開示請求等手数料	1件につき	1,080円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和元年6月30日現在)

3



財務内容のご報告

財務諸表	38
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	57
貸出金業務の状況	58
有価証券等の状況	63
為替・受託貸付金業務の状況	66
自己資本比率の状況（単体）	67

● 財務内容のご報告

財務諸表

[貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
(資産の部)		
現金	445	405
預 け 金	594,313	578,046
系統預け金	594,165	577,855
系統外預け金	148	191
金 銭 の 信 託	2,963	3,897
有 価 証 券	131,157	128,659
国 債	74,829	70,641
地 方 債	6,677	4,004
政 府 保 証 債	2,336	1,308
社 債	25,840	23,843
外 国 証 券	6,162	16,166
株 式	1,880	1,548
受 益 証 券	13,431	11,146
貸 出 金	163,712	161,134
手 形 貸 付	11,723	11,674
証 書 貸 付	117,702	119,012
当 座 貸 越	20,204	18,160
金 融 機 関 貸 付	14,081	12,285
そ の 他 資 産	1,953	1,936
従 業 員 貸 付 金	111	94
差 入 保 証 金	342	342
仮 払 金	55	121
そ の 他 の 資 産	650	646
未 収 収 益	780	716
未 決 済 為 替 貸	12	15
有 形 固 定 資 産	329	328
建 物	96	94
土 地	226	226
その他の有形固定資産	6	8
無 形 固 定 資 産	25	17
ソ フ ト ウ ェ ア	23	15
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	27,296	32,772
系 統 出 資	26,583	32,060
系 統 外 出 資	598	597
子 会 社 等 出 資	114	114
債 務 保 証 見 返	958	964
貸 倒 引 当 金	△ 2,923	△ 2,807
資 産 の 部 合 計	920,233	905,354

科 目	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	812,038	821,824
当 座 貯 金	5,154	9,416
普 通 貯 金	13,783	13,773
貯 蓄 貯 金	18	22
通 知 貯 金	13,610	11,110
別 段 貯 金	452	2,491
定 期 貯 金	778,850	784,843
定 期 積 金	168	166
譲 渡 性 貯 金	24,000	3,000
借 用 金	36,700	30,600
代 理 業 務 勘 定	0	3
そ の 他 負 債	1,156	805
未 払 法 人 税 等	184	49
貯 金 利 子 諸 税 其 他	13	7
従 業 員 預 り 金	128	123
仮 受 金	99	71
資 産 除 去 債 務	12	12
そ の 他 の 負 債	1	2
未 払 費 用	667	497
前 受 収 益	12	11
未 決 済 為 替 借	36	29
諸 引 当 金	2,429	2,446
相 互 援 助 積 立 金	1,754	1,807
賞 与 引 当 金	32	31
退 職 給 付 引 当 金	483	454
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29	36
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	130	115
繰 延 税 金 負 債	1,362	1,239
債 務 保 証	958	964
負 債 の 部 合 計	878,646	860,882
(純資産の部)		
出 資 金	19,463	23,463
回 転 出 資 金	900	—
利 益 剰 余 金	16,790	16,980
利 益 準 備 金	7,919	8,169
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,871	8,811
特 別 積 立 金	6,921	7,121
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,949	1,690
(うち当期剰余金)	(934)	(582)
会 員 資 本 合 計	37,153	40,444
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,432	4,027
純 資 産 の 部 合 計	41,586	44,472
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	920,233	905,354

[損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
経 常 収 益	8,441	7,757
資 金 運 用 収 益	6,691	6,309
貸 出 金 利 息	1,427	1,317
預 け 金 利 息	82	63
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,533	1,450
そ の 他 受 入 利 息	3,649	3,477
(うち受取奨励金)	(3,279)	(3,104)
(うち受取特別配当金)	(366)	(370)
役 務 取 引 等 収 益	834	813
受 入 為 替 手 数 料	25	28
そ の 他 の 受 入 手 数 料	808	785
そ の 他 事 業 収 益	324	350
受 取 助 成 金	1	0
国 債 等 債 券 売 却 益	13	49
金 融 派 生 商 品 収 益	9	-
受 取 出 資 配 当 金	300	300
そ の 他 経 常 収 益	590	283
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	173	-
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	340	196
金 銭 の 信 託 運 用 益	53	64
そ の 他 の 経 常 収 益	22	22
経 常 費 用	7,270	7,006
資 金 調 達 費 用	4,844	4,612
貯 金 利 息	273	248
譲 渡 性 貯 金 利 息	9	6
借 用 金 利 息	71	70
そ の 他 支 払 利 息	4,490	4,285
(うち支払奨励金)	(4,488)	(4,284)
役 務 取 引 等 費 用	774	763
支 払 為 替 手 数 料	8	9
そ の 他 の 支 払 手 数 料	746	736
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	20	18
そ の 他 事 業 費 用	127	81
支 払 助 成 金	48	54
国 債 等 債 券 売 却 損	-	-
国 債 等 債 券 償 還 損	78	0
金 融 派 生 商 品 費 用	-	26
経 人 件 費	1,463	1,394
物 件 費	719	682
税	701	668
税 金	42	44
そ の 他 経 常 費 用	60	154
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	87
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額	52	53
貸 出 金 償 却 損	-	0
株 式 等 売 却 損	-	9
株 式 等 償 却 損	-	1
そ の 他 の 経 常 費 用	7	2
経 常 利 益	1,170	750
特 別 利 益	9	0
固 定 資 産 処 分 益	9	0
特 別 損 失	1	0
減 損 損 失	1	0
税 引 前 当 期 利 益	1,178	750
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	295	134
法 人 税 等 調 整 額	△ 52	32
法 人 税 等 合 計	243	167
当 期 剩 余 金	934	582
当 期 首 繰 越 剩 余 金	1,014	1,107
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,949	1,690

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,178	750
減価償却費	18	18
減損損失	1	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 173	△ 115
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 130	△ 29
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	4	45
資金運用収益	△ 6,691	△ 6,309
資金調達費用	4,844	4,612
有価証券関係損益 (△は益)	△ 214	△ 184
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	△ 53	△ 64
固定資産処分損益 (△は益)	△ 9	△ 0
貸出金の純増 (△) 減	303	2,577
預け金の純増 (△) 減	△ 40,000	9,000
貯金の純増減 (△)	7,747	△ 11,214
借用金の純増減 (△)	5,400	3,900
資金運用による収入	6,524	6,426
資金調達による支出	△ 4,390	△ 4,762
事業分量配当金の支払額	△ 300	△ 100
その他増減	21	△ 99
小 計	△ 25,919	4,452
法人税等の支払額	△ 270	△ 269
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,190	4,183
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 14,685	△ 21,653
有価証券の売却による収入	3,296	8,337
有価証券の償還による収入	12,333	15,503
金銭の信託の増加による支出	△ 1,000	△ 1,000
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 10
固定資産の売却による収入	10	0
外部出資による支出	-	△ 5,477
外部出資の売却等による収入	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46	△ 4,298
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	△ 10,000
出資の増額による収入	-	4,000
出資金の払戻しによる支出	△ 0	-
回転出資金の払戻しによる支出	-	△ 900
出資配当金の支払額	△ 291	△ 291
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291	△ 7,191
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額	△ 26,528	△ 7,307
6 現金および現金同等物の期首残高	89,083	62,554
7 現金および現金同等物の期末残高	62,554	55,247

【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
1 当期末処分剰余金	1,949	1 当期末処分剰余金	1,690
2 剰余金処分額		2 剰余金処分額	
(1) 利益準備金	250	(1) 利益準備金	150
(2) 任意積立金	200	(2) 出資配当金	291
特別積立金	200		
(3) 出資配当金	291		
(4) 事業分量配当金	100		
3 次期繰越剰余金	1,107	3 次期繰越剰余金	1,248

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。

平成29年度 1.5%
平成30年度 1.5%

2. 事業分量配当金の基準は、系統利用奨励金交付対象の系統機関相互定期貯金の平均残高に対し、次のとおりです。

平成29年度 0.0137815%

[注 記 表]

平成29年度	平成30年度
<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建築附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上して</p>	<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建築附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上して</p>

平成29年度	平成30年度
<p>おります。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>	<p>おります。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p> <p>[追加情報] 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当年度から適用しております。</p>

2 貸借対照表に関する事項

- 有形固定資産の減価償却累計額は、924百万円です。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	15百万円	13百万円	28百万円

- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 17,100百万円
担保資産に対応する債務
借入金 17,100百万円
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券703百万円を差し入れております。
- 子会社等に対する金銭債権はありません。
- 子会社等に対する金銭債務の総額は195百万円です。
- 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は3,124百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由

2 貸借対照表に関する事項

- 有形固定資産の減価償却累計額は、929百万円です。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	15百万円	32百万円	48百万円

- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 17,100百万円
担保資産に対応する債務
借入金 17,100百万円
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券702百万円を差し入れております。
- 子会社等に対する金銭債権の総額は77百万円です。
- 子会社等に対する金銭債務の総額は196百万円です。
- 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は2,811百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由

平成29年度	平成30年度																																
<p>が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は182百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、3,307百万円です。</p> <p>なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は78,821百万円です。</p> <p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,954百万円が含まれております。</p> <p>(14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p>	<p>が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,811百万円です。</p> <p>なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は74,989百万円です。</p> <p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。</p>																																
<h3>3 損益計算書に関する事項</h3>	<h3>3 損益計算書に関する事項</h3>																																
<p>(1) 子会社等との取引による収益総額 該当はありません。</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 872百万円 うち事業取引高 872百万円 うち事業取引以外の取引高 - 百万円</p> <p>(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="191 1429 686 1554"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>奥州市</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>二戸市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。</p> <p>業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。</p>	主な用途	種類	場所	減損損失	業務外資産	土地	奥州市	1百万円	業務外資産	土地	二戸市	0百万円	合計			1百万円	<p>(1) 子会社等との取引による収益総額 該当はありません。</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 882百万円 うち事業取引高 882百万円 うち事業取引以外の取引高 - 百万円</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は202百万円であります。</p> <p>(4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="877 1518 1372 1644"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>奥州市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>二戸市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。</p> <p>業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。</p>	主な用途	種類	場所	減損損失	業務外資産	土地	奥州市	0百万円	業務外資産	土地	二戸市	0百万円	合計			0百万円
主な用途	種類	場所	減損損失																														
業務外資産	土地	奥州市	1百万円																														
業務外資産	土地	二戸市	0百万円																														
合計			1百万円																														
主な用途	種類	場所	減損損失																														
業務外資産	土地	奥州市	0百万円																														
業務外資産	土地	二戸市	0百万円																														
合計			0百万円																														
<h3>4 金融商品に関する事項</h3>	<h3>4 金融商品に関する事項</h3>																																
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地</p>																																

平成29年度	平成30年度
<p>域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金および自己資本増強の一環として会員である地元のJ Aから借り入れた期限付劣後特約付借入金です。</p> <p>劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p> <p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p> <p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ ステーブ化</p> <p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行</p>	<p>域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p> <p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p> <p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ ステーブ化</p> <p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行</p>

平成29年度	平成30年度
<p>ております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が78百万円減少するものと把握しております。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。</p>	<p>ております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が95百万円減少するものと把握しております。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。</p>

平成29年度

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	445	445	-
預け金	594,313	594,251	△61
金銭の信託			
その他の金銭の信託	2,963	2,963	-
有価証券			
其他有価証券	131,157	131,157	-
貸出金	163,823	-	-
貸倒引当金	△2,082	-	-
貸倒引当金控除後	161,740	163,067	1,327
資産計	890,620	891,886	1,265
貯金	836,038	836,015	△22
借入金	36,700	36,678	△21
負債計	872,738	872,694	△43

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金111百万円を含めております。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金24,000百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

平成30年度

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	405	405	-
預け金	578,046	578,010	△35
金銭の信託			
その他の金銭の信託	3,897	3,897	-
有価証券			
其他有価証券	128,659	128,659	-
貸出金	161,228	-	-
貸倒引当金	△1,967	-	-
貸倒引当金控除後	159,261	160,794	1,533
資産計	870,270	871,767	1,497
貯金	824,824	824,735	△88
借入金	30,600	30,599	△0
負債計	855,424	855,335	△88

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金94百万円を含めております。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金3,000百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

平成29年度

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借借金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	27,296百万円
合計	27,296百万円

(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	594,313	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	15,822	15,685	10,926	23,135	16,082	40,194
貸出金	49,014	13,666	19,318	23,909	19,051	38,250
合計	659,150	29,351	30,244	47,044	35,133	78,444

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）14,837百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等501百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	811,499	374	150	1	9	2
譲渡性貯金	24,000	-	-	-	-	-
借入金	27,100	600	3,200	5,800	-	-
合計	862,599	974	3,350	5,801	9	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当はありません。
- ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,802	959	843
	債券			
	国債	73,872	69,637	4,234
	地方債	6,677	6,502	174
	社債	23,736	23,299	437
	その他	4,969	4,898	70
	その他	5,942	4,980	962
小計	117,000	110,278	6,722	

平成30年度

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借借金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	32,772百万円
合計	32,772百万円

(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。
2. 当年度にかかる減損処理額は非上場株式1銘柄、1百万円であります。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	578,046	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	15,100	10,700	23,350	17,681	6,048	47,514
貸出金	44,024	19,992	25,599	21,901	19,936	28,611
合計	637,171	30,692	48,949	39,582	25,984	76,126

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）13,675百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,068百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	821,485	206	105	11	13	2
譲渡性貯金	3,000	-	-	-	-	-
借入金	17,400	2,700	5,500	5,000	-	-
合計	841,885	2,906	5,605	5,011	13	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当はありません。
- ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,398	820	578
	債券			
	国債	69,647	65,588	4,058
	地方債	4,004	3,902	102
	社債	23,047	22,698	348
	その他	6,353	6,297	55
	その他	6,313	5,369	944
小計	110,764	104,678	6,086	

平成29年度

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	77	84	△7
	債券			
	国債	957	1,007	△50
	社債	2,103	2,109	△6
	その他	3,529	3,599	△69
	その他	7,488	7,912	△423
小計	14,157	14,714	△557	
合計		131,157	124,992	6,165

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,705百万円を差し引いた金額4,459百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	153	220	-
債券	986	13	-
その他	361	120	-
合計	1,501	354	-

6 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
 ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
 ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,963	3,000	△36	13	△50

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産10百万円を加えた金額△26百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度

- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	614百万円
退職給付費用	36百万円
退職給付の支払額	△139百万円
制度への拠出額	△27百万円
期末における退職給付引当金	483百万円

- b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	506百万円
--------------	--------

平成30年度

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	150	162	△12
	債券			
	国債	993	1,007	△13
	社債	796	797	△1
	その他	11,121	11,295	△173
	その他	4,832	5,048	△215
小計	17,894	18,311	△416	
合計		128,659	122,989	5,669

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,568百万円を差し引いた金額4,101百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	206	151	9
債券	4,649	49	-
その他	84	44	-
合計	4,940	245	9

6 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
 ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
 ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,897	4,000	△102	-	△102

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産28百万円を加えた金額△74百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度

- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	483百万円
退職給付費用	34百万円
退職給付の支払額	△38百万円
制度への拠出額	△24百万円
期末における退職給付引当金	454百万円

- b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	498百万円
--------------	--------

平成29年度		平成30年度	
年金資産	△ 506百万円 - 百万円	年金資産	△ 498百万円 - 百万円
非積立型制度の退職給付債務	483百万円	非積立型制度の退職給付債務	454百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	483百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	454百万円
退職給付引当金	483百万円	退職給付引当金	454百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	483百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	454百万円
c 退職給付に関連する損益		c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	57百万円	簡便法で計算した退職給付費用	33百万円
(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。		(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。	
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。		なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。	
また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、130百万円となっております。		また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、115百万円となっております。	
8 税効果会計に関する事項		8 税効果会計に関する事項	
(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	680百万円	貸倒引当金超過額	647百万円
賞与引当金超過額	10百万円	賞与引当金超過額	10百万円
退職給付引当金超過額	133百万円	退職給付引当金超過額	125百万円
相互援助積立金超過額	485百万円	相互援助積立金超過額	499百万円
繰延資産償却超過額	19百万円	繰延資産償却超過額	17百万円
未払事業税	18百万円	未払事業税	8百万円
特例業務負担金引当金超過額	36百万円	特例業務負担金引当金超過額	32百万円
未払奨励金	90百万円	未払奨励金	89百万円
その他	105百万円	その他	109百万円
繰延税金資産小計	1,580百万円	繰延税金資産小計	1,540百万円
評価性引当額	△1,246百万円	評価性引当額	△1,239百万円
繰延税金資産合計 (A)	333百万円	繰延税金資産合計 (A)	301百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,695百万円	その他有価証券評価差額金	△1,539百万円
その他	△ 0百万円	その他	△ 0百万円
繰延税金負債合計 (B)	△1,696百万円	繰延税金負債合計 (B)	△1,540百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,362百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,239百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%	法定実効税率	27.66%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.03%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.76%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.99%
事業分量配当金	△2.35%	住民税均等割等	0.51%
住民税均等割等	0.33%	評価性引当額の増減	△1.00%
評価性引当額の増減	△2.22%	その他	0.06%
その他	△0.03%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.66%		
9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項		9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項	
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。		キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。	

確 認 書

私は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第71事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年6月28日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 菅原 和則

● 財務内容のご報告

役員等の報酬体系

[役員]

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	45	7

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

3 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体および学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、平成30年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 3. 平成30年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

[その他]

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

● 財務内容のご報告

経営指標

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	9,255	9,031	8,652	8,441	7,757
経常利益	2,160	1,771	1,271	1,170	750
当期末処分剰余金	2,144	2,317	2,156	1,949	1,690
(当期剰余金)	(1,581)	(1,465)	(980)	(934)	(582)
出資金総額	19,463	19,463	19,463	19,463	23,463
(出資口数)	(1,946千口)	(1,946千口)	(1,946千口)	(1,946千口)	(2,346千口)
純資産額	41,436	43,225	41,927	41,586	44,472
総資産額	833,654	886,213	907,245	920,233	905,354
貯金等残高	758,626	807,984	828,291	836,038	824,824
貸出金残高	157,835	161,765	164,016	163,712	161,134
有価証券残高	148,042	143,309	132,792	131,157	128,659
剰余金配当金額	591	591	591	391	291
・出資配当額	291	291	291	291	291
・事業分量配当額	300	300	300	100	-
職員数	95	93	91	81	79
単体自己資本比率	20.29	18.77	16.16	15.36	14.69

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金および外部出資等損失引当金を控除した額です。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度	増減	
貯貸率	期末	19.5	19.5	△ 0.0
	期中平均	18.3	18.0	△ 0.3
貯証率	期末	16.0	16.0	0.0
	期中平均	14.2	14.5	0.3
貯預率	期末	71.0	70.0	△ 1.0
	期中平均	72.7	73.2	0.5

- (注) 1. 貯貸率=貸出金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100
 2. 貯証率=有価証券残高(金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100
 3. 貯預率=預け金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100

● 財務内容のご報告

損益の状況

[利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,860	1,714	△ 146
役 務 取 引 等 収 支	59	50	△ 9
そ の 他 事 業 収 支	197	268	71
事 業 粗 利 益	2,117	2,033	△ 83
(事 業 粗 利 益 率)	0.23	0.22	△ 0.01

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))
 (※平成29年度 13百万円、平成30年度 17百万円)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

[資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	927,952	6,691	0.72	943,019	6,309	0.67
うち 預 け 金	642,268	3,727	0.58	654,801	3,538	0.54
うち 有 価 証 券	123,672	1,533	1.24	126,845	1,450	1.14
うち 貸 出 金	161,870	1,427	0.88	161,266	1,317	0.82
資 金 調 達 勘 定	916,582	4,831	0.53	932,646	4,594	0.49
うち 貯 金 ・ 定 積	818,790	4,762	0.58	837,015	4,533	0.54
うち 譲 渡 性 貯 金	64,378	9	0.01	57,442	6	0.01
うち 借 用 金	33,264	71	0.21	38,063	70	0.19
総 資 金 利 ざ や			0.03			0.03

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋従業員預り金)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金および受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。
 3. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	平成29年度増減額	平成30年度増減額
受 取 利 息	△ 339	△ 382
うち 預 け 金	180	△ 189
うち 有 価 証 券	△ 370	△ 82
うち 貸 出 金	△ 148	△ 109
支 払 利 息	310	△ 236
うち 貯 金 ・ 定 積	338	△ 228
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 12	△ 2
うち 借 用 金	△ 9	0
差 引	△ 649	△ 146

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金および受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	0.08	△ 0.04
純資産経常利益率	3.21	2.05	△ 1.16
総資産当期純利益率	0.09	0.06	△ 0.03
純資産当期純利益率	2.56	1.59	△ 0.97

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 純資産勘定平均残高 × 100

[経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
人 件 費	719	682
役員報酬	45	45
給料手当	510	499
うち賞与引当金繰入	32	31
福利厚生費	98	96
退職給付費用	57	33
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入	6	7
特例業務負担金引当金繰入	-	-
物 件 費	701	668
事業推進費	89	93
債権管理費	2	2
旅費・交通費	26	20
業務費	176	149
負担金	210	201
施設費	175	179
雑費	18	20
税金	42	44
経費合計	1,463	1,394

[業務純益]

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減
業務純益	653	635	△ 18

(注) 業務純益とは事業粗利益から経費および一般貸倒引当金繰入額を控除したものです。

● 財務内容のご報告

貯金業務の状況

[科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
流 動 性 貯 金	32,566 (3.9)	34,322 (4.1)	1,756
定 期 性 貯 金	779,019 (93.2)	785,010 (95.2)	5,991
そ の 他 の 貯 金	452 (0.0)	2,491 (0.3)	2,038
計	812,038 (97.1)	821,824 (99.6)	9,785
譲 渡 性 貯 金	24,000 (2.9)	3,000 (0.4)	△ 21,000
合 計	836,038 (100.0)	824,824 (100.0)	△ 11,214

- (注) 1. ()内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
流 動 性 貯 金	45,327 (5.1)	44,402 (5.0)	△ 924
定 期 性 貯 金	772,790 (87.5)	791,949 (88.5)	19,158
そ の 他 の 貯 金	673 (0.1)	664 (0.1)	△ 8
計	818,790 (92.7)	837,015 (93.6)	18,225
譲 渡 性 貯 金	64,378 (7.3)	57,442 (6.4)	△ 6,936
合 計	883,169 (100.0)	894,458 (100.0)	11,289

- (注) 1. ()内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
定 期 貯 金	778,850 (100.0)	784,843 (100.0)	5,992
うち固定金利定期	778,850 (100.0)	784,843 (100.0)	5,992
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

- (注) 1. ()内は構成比です。
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

● 財務内容のご報告

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
手 形 貸 付	11,723 (7.2)	11,674 (7.2)	△ 48
証 書 貸 付	117,702 (71.9)	119,012 (73.9)	1,310
当 座 貸 越	20,204 (12.3)	18,160 (11.3)	△ 2,043
金 融 機 関 貸 付	14,081 (8.6)	12,285 (7.6)	△ 1,795
割 引 手 形	- (-)	- (-)	-
合 計	163,712 (100.0)	161,134 (100.0)	△ 2,577

(注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
手 形 貸 付	11,937 (7.4)	11,766 (7.3)	△ 170
証 書 貸 付	117,953 (72.9)	118,818 (73.7)	865
当 座 貸 越	19,148 (11.8)	16,108 (10.0)	△ 3,039
金 融 機 関 貸 付	12,831 (7.9)	14,572 (9.0)	1,741
割 引 手 形	- (-)	- (-)	-
合 計	161,870 (100.0)	161,266 (100.0)	△ 603

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	139,896 (85.5)	131,871 (81.8)	△ 8,025
変 動 金 利 貸 出	23,814 (14.5)	29,261 (18.2)	5,447
合 計	163,712 (100.0)	161,134 (100.0)	△ 2,577

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の使途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
設 備 資 金	104,764 (64.0)	102,879 (63.8)	△ 1,885
運 転 資 金	58,942 (36.0)	58,251 (36.2)	△ 691
合 計	163,712 (100.0)	161,134 (100.0)	△ 2,577

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
貯 金 等	12,959	12,815	△ 144
有 価 証 券	113	100	△ 13
動 産	335	310	△ 24
不 動 産	6,627	6,026	△ 600
そ の 他 担 保 物	999	1,173	173
計	21,035	20,425	△ 609
農業信用基金協会保証	1,236	1,323	86
そ の 他 保 証	65	33	△ 32
計	1,302	1,357	54
信 用	141,374	139,351	△ 2,022
合 計	163,712	161,134	△ 2,577

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
貯 金 等	45	-	△ 45
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	4	-	△ 4
計	49	-	△ 49
信 用	909	964	54
合 計	958	964	5

[貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
農 業	2,688 (1.7)	2,646 (1.6)	△ 41
林 業	77 (0.1)	79 (0.1)	2
水 産 業	300 (0.2)	300 (0.2)	-
製 造 業	4,296 (2.6)	5,048 (3.1)	751
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	393 (0.2)	707 (0.4)	314
電気・ガス・熱供給・水道業	220 (0.1)	269 (0.2)	49
運 輸 ・ 通 信 業	131 (0.1)	185 (0.1)	54
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	17,801 (10.9)	16,536 (10.3)	△ 1,264
金 融 ・ 保 険 業	15,581 (9.5)	14,585 (9.1)	△ 995
不 動 産 業	3,801 (2.3)	5,040 (3.1)	1,238
サ ー ビ ス 業	14,105 (8.6)	13,841 (8.6)	△ 264
地 方 公 共 団 体	97,374 (59.5)	95,137 (59.0)	△ 2,237
そ の 他	6,941 (4.2)	6,756 (4.2)	△ 184
合 計	163,712 (100.0)	161,134 (100.0)	△ 2,577

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
農 業	2,721	2,584	△ 137
穀 作	41	36	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	302	353	50
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	43	39	△ 3
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,334	2,154	△ 179
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	18,625	17,580	△ 1,044
合 計	21,347	20,165	△ 1,181

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	19,771	17,800	△ 1,970
農 業 制 度 資 金	1,575	2,364	789
農 業 近 代 化 資 金	1,133	2,027	893
そ の 他 制 度 資 金	441	337	△ 104
合 計	21,347	20,165	△ 1,181

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 (農林水産事業)	6,496	6,614	117

[リスク管理債権の状況]

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	3,124	2,811	△ 312
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	182	-	△ 182
合 計 (A)	3,307	2,811	△ 495
担保・保証による保全額 (B)	1,159	1,041	△ 118
個別貸倒引当金引当額 (C)	1,603	1,497	△ 105
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	544	273	△ 271

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 全貸出額に占めるリスク管理債権の割合は1.74%です。

[金融再生法開示債権区分に基づく保全状況]

平成29年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	499	91	-	407	499
危 険 債 権	2,674	924	158	1,212	2,296
要 管 理 債 権	182	14	-	-	14
小 計	3,356	1,031	158	1,620	2,810
正 常 債 権	161,475				
合 計	164,831				

平成30年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	527	70	-	457	527
危 険 債 権	2,327	878	118	1,044	2,041
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
小 計	2,855	948	118	1,502	2,568
正 常 債 権	159,383				
合 計	162,238				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権とは、3か月以上延滞債権で、注1および注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権とは、債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高および期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	平成29年度				平成30年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	470	462	-	470	462	462	465	-	462	465
個別貸倒引当金	2,626	2,460	-	2,626	2,460	2,460	2,342	202	2,258	2,342
合 計	3,096	2,923	-	3,096	2,923	2,923	2,807	202	2,720	2,807

[貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
貸 出 金 償 却 額	-	203

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

● 財務内容のご報告

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
国 債	74,829 (57.1)	70,641 (54.9)	△ 4,188
地 方 債	6,677 (5.1)	4,004 (3.1)	△ 2,672
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	25,840 (19.7)	23,843 (18.5)	△ 1,996
株 式	1,880 (1.4)	1,548 (1.2)	△ 331
外 国 証 券	6,162 (4.7)	16,166 (12.6)	10,004
そ の 他 の 証 券	15,768 (12.0)	12,455 (9.7)	△ 3,313
合 計	131,157 (100.0)	128,659 (100)	△ 2,498

- (注) 1. ()内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
国 債	71,181 (57.6)	69,413 (54.7)	△ 1,767
地 方 債	6,629 (5.4)	5,279 (4.2)	△ 1,350
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	24,168 (19.5)	25,213 (19.9)	1,044
株 式	965 (0.8)	1,032 (0.8)	66
外 国 証 券	3,523 (2.8)	12,081 (9.5)	8,557
そ の 他 の 証 券	17,203 (13.9)	13,824 (10.9)	△ 3,379
合 計	123,672 (100.0)	126,845 (100)	3,172

- (注) 1. ()内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成29年度								
国債	5,030	15,958	33,472	1,047	-	19,321	-	74,829
地方債	2,620	2,772	520	539	223	-	-	6,677
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6,963	5,329	3,322	3,666	5,351	1,206	-	25,840
株式	-	-	-	-	-	-	1,880	1,880
外国証券	-	1,065	1,311	500	3,283	-	-	6,162
その他の証券	1,333	2,137	2,267	2,595	4,999	-	2,436	15,768
合計	15,947	27,263	40,895	8,348	13,858	20,528	4,316	131,157
平成30年度								
国債	8,567	26,773	14,624	-	-	20,675	-	70,641
地方債	1,915	1,334	532	221	-	-	-	4,004
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,321	4,397	1,434	5,511	7,754	1,425	-	23,843
株式	-	-	-	-	-	-	1,548	1,548
外国証券	101	1,975	4,478	1,766	7,843	-	-	16,166
その他の証券	1,308	500	3,330	2,352	2,761	-	2,201	12,455
合計	15,214	34,981	24,400	9,853	18,359	22,101	3,750	128,659

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[有価証券の時価情報等]

1. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,802	959	843	1,398	820	578
	債 券	104,286	99,440	4,845	96,699	92,190	4,509
	国 債	73,872	69,637	4,234	69,647	65,588	4,058
	地 方 債	6,677	6,502	174	4,004	3,902	102
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	23,736	23,299	437	23,047	22,698	348
	そ の 他	10,912	9,879	1,033	12,667	11,667	999
	外 国 証 券	2,632	2,599	32	5,044	4,998	46
	その他の証券	8,279	7,279	1,000	7,622	6,669	952
	小 計	117,000	110,278	6,722	110,764	104,678	6,086
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	77	84	△ 7	150	162	△ 12
	債 券	3,061	3,117	△ 56	1,790	1,805	△ 15
	国 債	957	1,007	△ 50	993	1,007	△ 13
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2,103	2,109	△ 6	796	797	△ 1
	そ の 他	11,018	11,511	△ 493	15,954	16,343	△ 389
	外 国 証 券	3,529	3,599	△ 69	11,121	11,295	△ 173
	その他の証券	7,488	7,912	△ 423	4,832	5,048	△ 215
	小 計	14,157	14,714	△ 557	17,894	18,311	△ 416
合 計	131,157	124,992	6,165	128,659	122,989	5,669	

2. 金銭の信託の時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
平成29年度					
その他の金銭の信託	2,963	3,000	△ 36	13	△ 50
平成30年度					
その他の金銭の信託	3,897	4,000	△ 102	-	△ 102

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

● 財務内容のご報告

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

		平成29年度		平成30年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込	件 数	92,516	57,423	104,394	53,446
	金 額	603,962	642,273	610,396	629,872
代金取立	件 数	39	4	37	2
	金 額	549	5	559	5
雑 為 替	件 数	6,744	7,793	6,548	7,856
	金 額	9,172	3,006	1,708	3,026

[受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	平成29年度	平成30年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	6,496	6,614
株式会社 日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	210	179
独立行政法人 住宅金融支援機構	4,859	4,329
独立行政法人 福祉医療機構	23	17
農 業 者 年 金 基 金	-	-
合 計	11,589	11,140

● 財務内容のご報告

自己資本比率の状況（単体）

〔自己資本の状況〕

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は、14.69%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度194億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）および統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

[自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度		平成30年度
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	35,861		40,152
うち、出資金および資本準備金の額	19,463		23,463
うち、再評価積立金の額	-		-
うち、利益剰余金の額	16,790		16,980
うち、外部流出予定額(△)	391		291
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,216		2,272
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,216		2,272
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,167		-
うち、回転出資金の額	180		-
うち、上記以外に該当するものの額	1,987		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,245		42,425
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	5	17
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	5	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-

項 目	平成29年度		平成30年度
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		17
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	40,224		42,407
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	256,687		284,231
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 21,148		△ 2,418
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	5		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 21,153		△ 2,418
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,089		4,367
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	261,776		288,599
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	15.36%		14.69%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および 中央銀行向け	70,786	-	-
我が国の地方公共団体向け	103,995	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,799	50	2
我が国の政府関係機関向け	1,002	-	-
地方三公社向け	199	0	-
金融機関および第一種金融商品 取引業者向け	616,519	120,856	4,834
法人等向け	58,318	44,270	1,770
中小企業等向けおよび個人向け	489	317	12
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	2,937	2,748	109
三月以上延滞等	414	70	2
信用保証協会等による保証付	2,742	246	9
出資等	1,910	1,910	76
他の金融機関等の対象資本調達 手段	39,749	99,372	3,974
特定項目のうち調整項目に算入 されないもの	333	833	33
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	15,646	5,965	238
証券化	-	-	-
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの		△ 21,148	△ 845
上記以外	2,490	1,193	47
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	919,335	256,687	10,267
CVAリスク相当額÷8%		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
信用リスクアセットの額の 合計額	919,335	256,687	10,267
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	5,089	所要自己資本額 b=a×4% 203
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	261,776	所要自己資本額 b=a×4% 10,471

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
現金	405	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	66,720	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	99,133	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	205	41	1
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,299	50	2
我が国の政府関係機関向け	501	-	-
地方三公社向け	396	0	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	609,757	119,568	4,782
法人等向け	58,417	43,928	1,757
中小企業等向けおよび個人向け	446	288	11
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	3,582	3,391	135
三月以上延滞等	536	116	4
取立未済手形	15	3	0
信用保証協会等による保証付	3,449	319	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
出資等	1,765	1,765	70
（うち出資等のエクスポージャー）	1,765	1,765	70
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	45,674	109,979	4,399
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,131	7,829	313
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	39,997	99,993	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	300	752	30
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,244	1,403	56
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,418	7,197	287
（うちルックスルー方式）	14,418	7,197	287
（うちマナード方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	△ 2,418	△ 96
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	906,728	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	906,728	284,231	11,369
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		4,367	174
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		288,599	11,543

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
（オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法））

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

[信用リスクに関する事項]

● リスク管理の方針および手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

● 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度					平成 30 年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	913,126	166,811	105,086	-	414	875,986	166,066	95,480	-	536	
国外	6,208	-	6,208	-	-	16,323	-	16,323	-	-	
地域別残高計	919,335	166,811	111,295	-	414	892,310	166,066	111,803	-	536	
法人	農業	3,110	3,110	-	-	2,959	2,959	-	-	144	
	林業	81	81	-	-	179	179	-	-	-	
	水産業	300	300	-	-	300	300	-	-	-	
	製造業	12,323	4,842	6,721	-	10,934	5,550	4,711	-	196	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,320	5,196	2,002	-	74	9,975	7,251	2,602	-	70
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,589	220	5,321	-	-	5,634	269	5,309	-	-
	運輸・通信業	5,172	758	4,310	-	-	3,851	613	3,101	-	-
	金融・保険業	646,457	12,957	12,131	-	-	643,379	11,160	21,639	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	42,361	38,539	3,506	-	238	41,332	37,238	3,806	-	-
	日本国政府・地方公共団体	174,781	97,479	77,301	-	-	165,853	95,222	70,631	-	-
上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-	
個人	1,324	1,324	-	-	101	1,471	1,471	-	-	125	
その他	19,673	2,000	-	-	-	5,598	3,850	-	-	-	
業種別残高計	919,335	166,811	111,295	-	414	892,310	166,066	111,803	-	536	
1年以下	638,934	29,018	15,555	-	-	616,579	23,353	15,145	-	-	
1年超3年以下	63,754	37,857	25,897	-	-	86,173	52,500	33,672	-	-	
3年超5年以下	83,600	46,496	37,104	-	-	66,893	46,452	20,441	-	-	
5年超7年以下	42,232	36,620	5,611	-	-	30,683	23,259	7,424	-	-	
7年超10年以下	18,979	10,150	8,828	-	-	18,544	2,909	15,635	-	-	
10年超	22,367	4,069	18,298	-	-	32,100	12,617	19,482	-	-	
期限の定めのないもの	49,465	2,598	-	-	-	41,334	4,974	-	-	-	
残存期間別残高計	919,335	166,811	111,295	-	-	892,310	166,066	111,803	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成 29 年度					平成 30 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	470	462	-	470	462	462	465	-	462	465
個別貸倒引当金	2,626	2,460	-	2,626	2,460	2,460	2,342	202	2,258	2,342

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 29 年度						平成 30 年度						
	貸倒引当金					貸出金償却	貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	2,626	2,460	-	2,626	2,460	-	2,460	2,342	202	2,258	2,342	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,626	2,460	-	2,626	2,460	-	2,460	2,342	202	2,258	2,342	-	
法人	農業	312	358	-	312	358	-	358	388	-	358	388	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	406	349	-	406	349	-	349	469	-	349	469	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	214	91	-	214	91	-	91	81	-	91	81	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	25	24	-	25	24	-	24	23	-	24	23	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	769	737	-	769	737	-	737	482	202	534	482	202
上記以外	840	840	-	840	840	-	840	840	-	840	840	-	
個人	56	57	-	56	57	-	57	55	-	57	55	0	
業種別計	2,626	2,460	-	2,626	2,460	-	2,460	2,342	202	2,258	2,342	203	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	-	196,961	196,961	-	180,373	180,373
2%	-	-	-	-	-	-
4%	-	-	-	-	-	-
10%	-	3,025	3,025	-	3,724	3,724
20%	4,110	608,525	612,635	2,606	598,584	601,190
35%	-	-	-	-	-	-
50%	18,852	401	19,254	21,778	410	22,189
75%	-	432	432	-	387	387
100%	5,539	41,293	46,833	6,437	36,150	42,587
150%	-	886	886	-	38	38
200%	-	37,469	37,469	-	-	-
250%	-	1,000	1,000	-	41,817	41,817
その他	-	840	840	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合計	28,502	890,838	919,340	30,822	861,487	892,310

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

【信用リスク削減手法に関する事項】

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	1,299	-	-	799	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,002	-	-	501	-
地方三公社向け	-	199	-	-	396	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	28	-	-	530	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	15	-	-	19	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	-	2,545	-	-	2,247	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

【派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項】

● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程および余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成29年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

平成30年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	-	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 2.「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
想定元本額	-	-

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

[オペレーショナル・リスクに関する事項]

● リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査および内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

[出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針および余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,880	1,880	1,548	1,548
非上場	27,296	27,296	32,772	32,772
合計	29,176	29,176	34,321	34,321

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成29年度			平成30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
220	-	-	151	9	1

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
843	7	578	12

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		14,418
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		-

[金利リスクに関する事項]

● リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（ Δ EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。

- ア 上方パラレルシフト
- イ 下方パラレルシフト
- ウ スティープ化

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ▶ **固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提**
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ▶ **複数の通貨の集計方法およびその前提**
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ▶ **スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）**
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ **内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明**
内部モデルは使用していません。
- ▶ **計測値の解釈や重要性に関するその他の説明**
該当ありません。

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		
項番		Δ EVE
		当期末
1	上方パラレルシフト	9,293
2	下方パラレルシフト	Δ 1,794
3	スティープ化	5,908
4	最大値	9,293
		当期末
5	自己資本の額	42,407

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

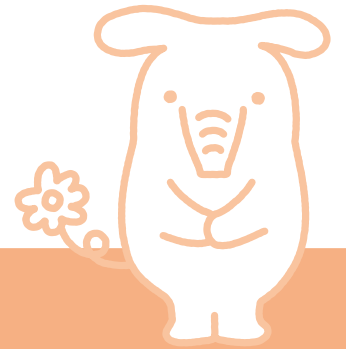
(用語説明)

- ・ 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



©よりぞう

4



コンプライアンス等への 取り組み

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み・・・	84
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応・・・	85
利用者保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	86
利益相反管理方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	87
個人情報保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	88
金融 ADR 制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	89
金融円滑化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	90
内部監査体制およびリスク管理体制・・・・・・・・	91

● コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス (法令等遵守) への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められております。

当会はその責任を十分認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、年度ごとに策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、業務遂行上の留意点等について計画的に研修を行う等、コンプライアンスの一層の定着に取り組んでおります。

《法令等遵守に係る基本方針》

(当会の社会的責任と公共的使命の認識)

第1条 当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

(会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供)

第2条 「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与する。

(法令やルールの厳格な遵守)

第3条 すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

(反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応)

第4条 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マ

ナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

(透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実)

第5条 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

(職員の人権の尊重等)

第6条 職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。

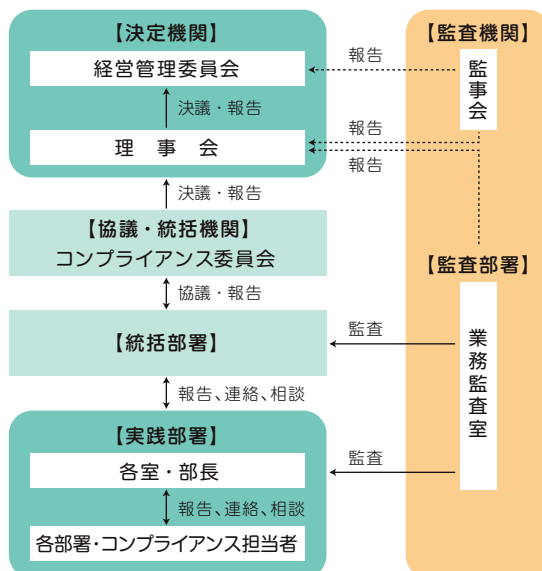
(環境問題への取組)

第7条 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。

(持続可能な社会貢献活動への取組)

第8条 当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

《コンプライアンス実施体制》



マネー・ローン ダリング等 および反社会的 勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

《マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

利用者保護への 取 り 組 み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っております。

《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

利益相反 管理方針の 概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法、関係するガイドラインおよび利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

《利益相反管理方針の概要》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守

秘義務に違反しない場合に限りです。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護 への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護宣言」を策定・公表するとともに個人情報の取り扱いにかかる内部管理規程等を定め、統括管理者を設置する等個人情報の保護に係る体制を整備しております。

《個人情報保護宣言》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献するため、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の事項を遵守することを宣言します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護宣言に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号
岩手県信用農業協同組合連合会
TEL 019-626-8726

金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法などに各金融機関の行為規制が定められています。

具体的には、苦情など金融分野のトラブルが発生した場合、「公正・中立な第三者（弁護士等）の関与を経て、当事者同士の話し合いで解決の途を探る」方法で、弁護士会が設置・運営する「仲裁センター」等において非公開の手続きで行われるため、当事者の秘密が守られるなどのメリットがあります。

①苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口	資金部	電話番号	019-626-8726（貯金関係）
	融資部	電話番号	019-626-8735（貸出関係）
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けてしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

JAバンク相談所	電話番号	03-6837-1359
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会	紛争解決支援センター
--------	------------

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまはJAバンク相談所を通じて弁護士会をご利用いただけます。

金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

(平成30年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権は、102件、4,999百万円となっております。)

《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応できるよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明できるよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

○コンプライアンス等への取り組み

内部監査体制およびリスク管理体制

内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

リスク管理体制

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

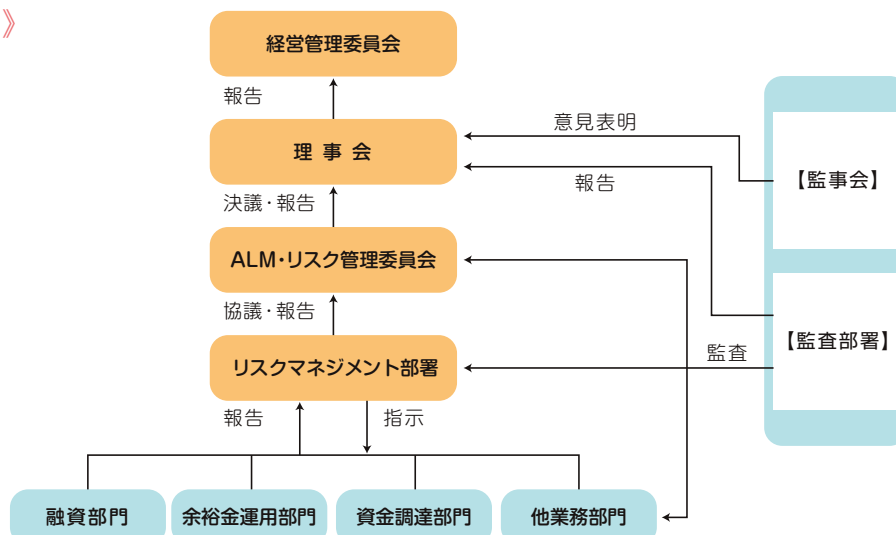
①リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理に係る重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握および統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査および債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

《リスク管理体制》



②各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理するなど、信用リスク管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等についてBPV（ベースス・ポイント・バリュー）やVaR（バリュー・アット・リスク）の計測手法を用いてリスク量計測を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量（ Δ EVE）を計測し、管理しております。

リスク
マネジメント

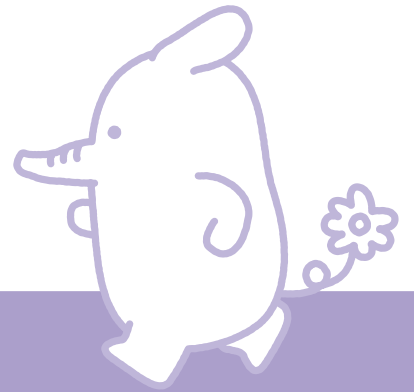
オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務処理を怠る、あるいは事務処理を誤る等、人為的なエラーにより損失を被るリスク（事務リスク）や、コンピュータシステムのダウンまたはシステムの不備等、技術的なエラーにより損失を被るリスク（システムリスク）等の総称です。

当会では、事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を図っております。さらに事務リスク管理の強化を図るため、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

5

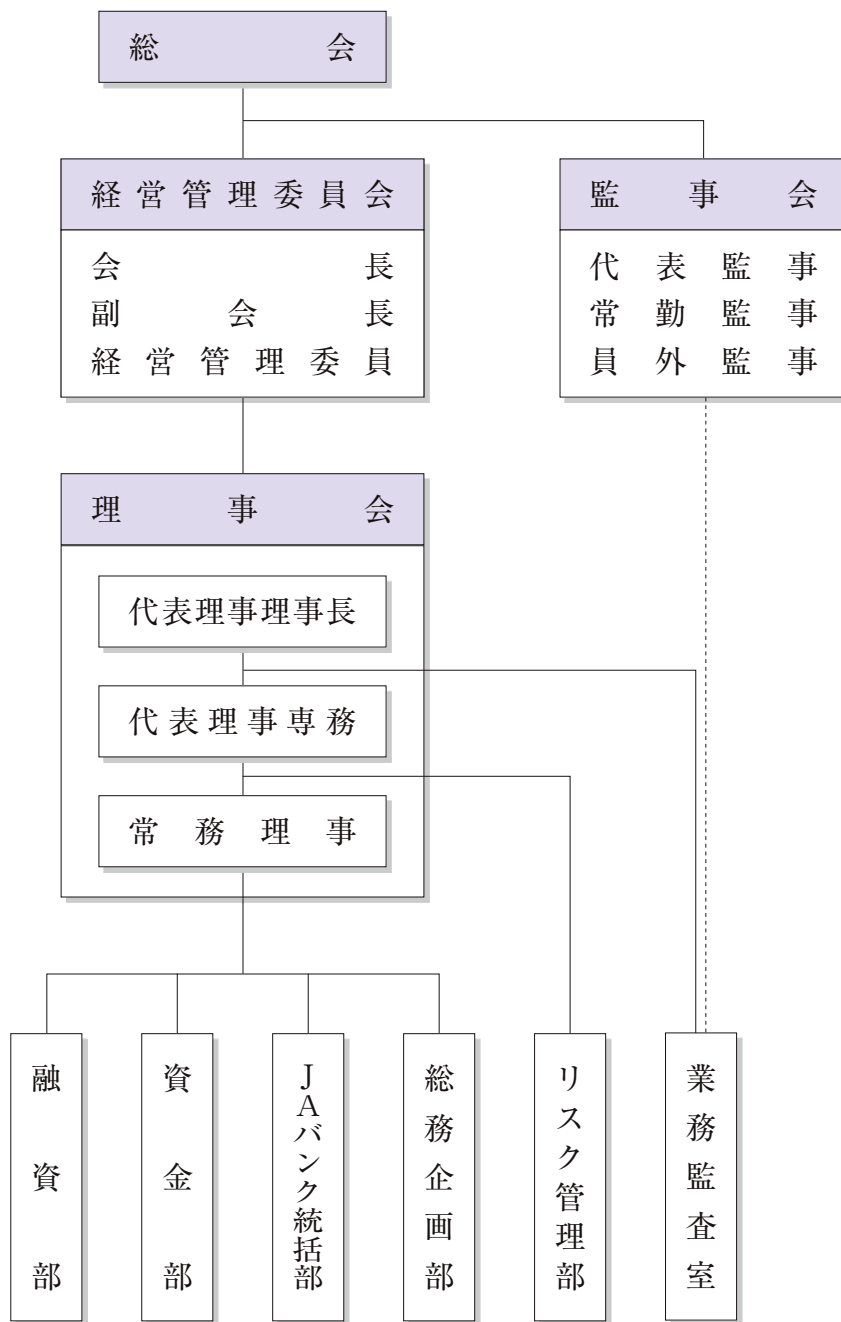


当会のプロフィール

組織図・職員数	94
役員	95
店舗・会員数等	96
当会のあゆみ	97

● 当会のプロフィール

組織図・職員数



(令和元年6月30日現在)

[職員数]

区分	平成29年度	平成30年度
男子職員	58人	56人
女子職員	23人	23人
合計	81人	79人

(平成31年3月31日現在)

● 当会のプロフィール

役員



経営管理委員会会長
久保憲雄



経営管理委員会副会長
阿部勝昭



代表理事理事長
菅原和則



代表理事専務
鈴木邦彦

[役員の一覧]

● 経営管理委員会

経営管理委員会会長（非常勤）	久保憲雄
経営管理委員会副会長（非常勤）	阿部勝昭
経営管理委員（非常勤）	佐藤 鋳一
経営管理委員（非常勤）	後藤 元夫
経営管理委員（非常勤）	小川 節男
経営管理委員（非常勤）	菊池 司
経営管理委員（非常勤）	小野寺 敬作
経営管理委員（非常勤）	高橋 勉

● 理事会

代表理事理事長（常勤）	菅原和則
代表理事専務（常勤）	鈴木邦彦
常務理事（常勤）	荒木田 裕樹

● 監事会

代表監事（非常勤）	浅沼清一
常勤監事（常勤）	高橋明裕
員外監事（非常勤）	穀田有一

（令和元年6月30日現在）

● 当会のプロフィール

店舗・会員数等

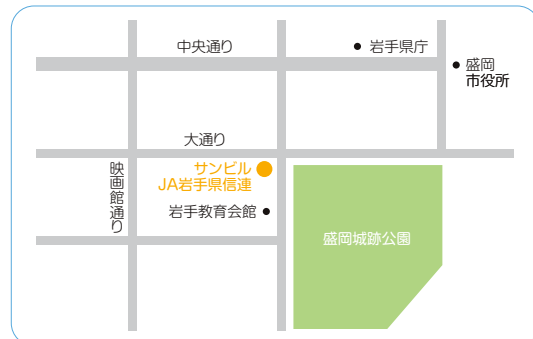
[店舗]

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	盛岡市大通一丁目2番1号	019-626-8700

[会員数]

資格	平成29年度	平成30年度
正会員	21会員	21会員
准会員	62会員	62会員
合計	83会員	83会員

access

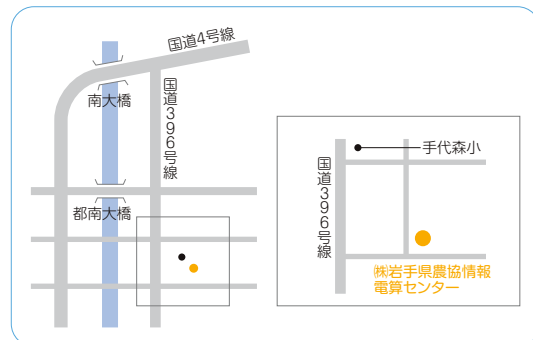


[子会社等]

名称	株式会社 岩手県農協情報電算センター
所在地	盛岡市黒川7地割19番地
設立年月日	昭和53年4月14日
資本金	440百万円
当会出資比率	26.1%
業務内容	電算機処理の受託およびシステム開発

注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額および投資利益の金額の重要性が乏しいことから、平成31年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等いわゆる連結財務諸表については、作成していません。

access



[自動化機器設置状況]

	台数
県内JA設置ATM	210
当会設置ATM	4
合計	214

(平成31年3月31日現在)

[特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。



● 当会のプロフィール

当会のあゆみ（暦年）

昭 和

- 22年 「農業協同組合法」公布
- 23年 当会設立
- 29年 農林漁業金融公庫資金業務取扱い開始
- 37年 産業会館落成に伴い本所事務所移転
- 38年 住宅金融公庫資金業務取扱い開始
- 39年 全国農協貯金者保護制度発足
- 41年 内国為替業務開始
- 45年 盛岡手形交換所に代理交換加盟
- 49年 全国農協信用事業相互援助制度発足
- 51年 当会年度末貯金残高1,000億円達成
- 53年 雇用促進事業団の財形進学融資業務受託
国民金融公庫の進学資金貸付業務受託
- 54年 全国銀行内国為替制度加盟
- 55年 当会年度末貯金残高2,000億円達成
- 56年 事務センター完成、オンラインシステム稼動
- 57年 現金自動支払機（CD）稼動
- 58年 協同クレジットカード（JAカード）取扱い開始
- 59年 県下農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進大会開催
江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13支所を統廃合
- 60年 全国農協貯金ネットサービス稼動
- 61年 自由金利型定期貯金の取扱開始
当会年度末貯金残高3,000億円達成
- 62年 岩手銀行とのCDオンライン提携開始
- 63年 マイカーローン「ウイング」発売

平 成

- 1年 レディースプラン「ほほえみ」発売
- 2年 都銀等との業態間CDオンライン提携（MICS）加盟
当会年度末貯金残高4,000億円達成
- 3年 外貨両替業務取扱い開始
- 4年 当会年度末貯金残高5,000億円達成
CIの展開 愛称「JA」の採用
- 6年 国債窓口販売業務取扱い開始（自己窓販）
- 8年 信用新オンラインシステム稼動
支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店舗開設
- 9年 会内LAN稼動
- 10年 当会創立50周年記念式典開催
JAバンクの導入
- 11年 投信販売業務取扱い開始
- 12年 県内イントラネット稼動
- 13年 経営管理委員会制度導入
JAグループ貯金1兆254億円達成

JAネットバンクサービス開始

- 14年 JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置
郵便貯金とのATM提携
- 16年 JASTEMシステム稼動（農協系統全国統一オンラインシステム）
JAバンク岩手ローンセンター開設
JAバンク岩手事務集中センター開設
- 17年 決済用貯金取扱開始
システムサービサー岩手営業所開設
セブン銀行とのATM提携
- 18年 新JAカード取扱い開始
- 19年 JAいわてグループ経営健全化計画（再発防止策）策定
JAバンク岩手農業金融センター開設
- 20年 3地区のJA合併に伴う財務支援の実施
- 21年 自己資本増強の実施
農林中央金庫の増資への対応
- 22年 第15次経営3か年計画スタート
JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設
米戸別所得補償支払いへの対応
- 23年 東日本大震災の発生および復興支援対応
JASTEM次期システム稼動
県下JA貯金1兆円達成
- 24年 震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応
JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理業の開始
- 25年 第16次経営3か年計画スタート
CS改善プログラム導入
コンビニATM（LANs、e-net）提携
- 26年 県下JA全渉外担当者、全店舗にタブレット端末導入
法人JAネットバンクサービス開始
JAバンク岩手アカデミー研修施設設置
- 27年 JAバンクでんさいサービス開始
夏期・年末キャンペーン「ちょりすでGO！」発売
農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定
- 28年 第17次経営3か年計画スタート
中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ農業担い手サポートセンター」を設置
信用事業強化計画の着実な遂行による優先出資の全額消却
経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローンの全額返済
- 29年 JA岩手中央酪の信用事業を譲受
定期積金「カナエール」発売
- 30年 「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認
岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結
- 31年 自己資本増強の実施
当会創立70周年記念誌発刊

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）……………ページ

1 概況および組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織……………	6、94
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名……………	95
（3）事務所の名称および所在地……………	96
（4）特定信用事業代理業者に関する事項……………	96
2 主要な業務の内容	
（1）主要な業務の内容……………	26～36
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況……………	9～14
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況……………	54
a 経常収益	
b 経常利益又は経常損失	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標……………	55～56
b 貯金に関する指標……………	57
c 貸出金等に関する指標……………	58～62
d 有価証券に関する指標……………	63～65
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制……………	91～92
（2）法令遵守の体制……………	84
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況……………	19
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容……………	89
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書……………	38～50
（2）貸出金にかかる額およびその合計額……………	61
a 破綻先債権に該当する貸出金	
b 延滞債権に該当する貸出金	
c 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
（3）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項……………	62
（4）自己資本の充実の状況……………	67～81
（5）取得価額又は契約価額、時価および評価損益……………	63～65
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c テリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額……………	62
（7）貸出金償却の額……………	62

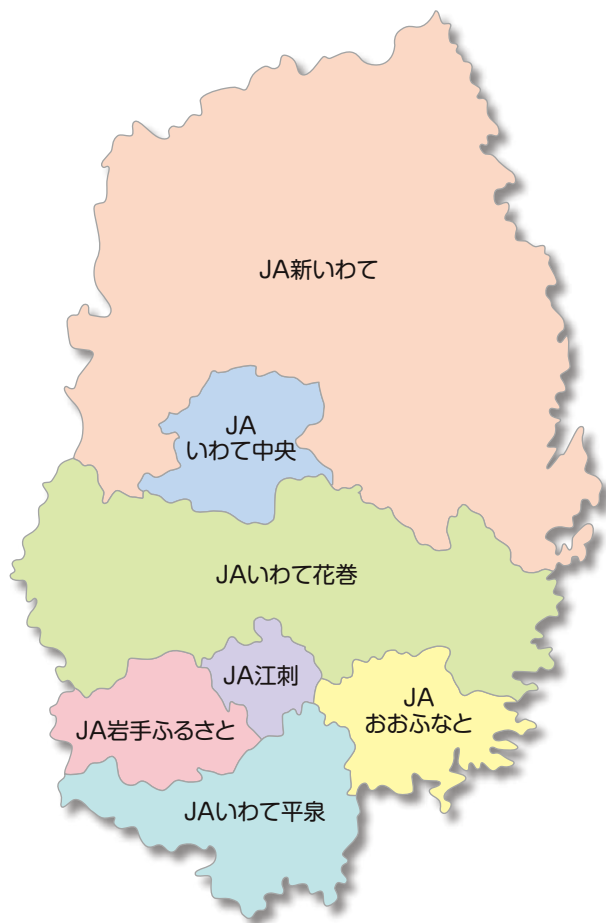
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系…………… 52～53

JAバンク岩手のネットワーク

県内JA数	7JA
店舗数	109店舗
移動店舗車両配置JA	JA新しいわて JA岩手ふるさと JAおおふなと

令和元年6月30日現在



様々な情報を満載！ JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンや携帯電話を利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」など、各種メニューへのリンクも充実しています。



<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/>





JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部
〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号
TEL 019-626-8700
URL <https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren>

令和元年7月発行

裏表紙：円万寺観音堂(花巻市)からの田園風景

